

十島村地域防災計画

地震災害対策編



令和4年2月 改正

十 島 村

目 次

第1部 総則	1
第1章 計画の目的等	3
第2章 防災関係機関の業務の大綱	7
第3章 住民及び事業所の基本的責務	13
第4章 村の地域特性及び地震災害特性	14
第5章 災害の想定	15
第6章 南海トラフ地震防災対策の推進	35
第2部 震災予防	45
第1章 地震災害に強い施設等の整備	47
第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進	47
第2節 防災構造化の推進	51
第3節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進)	54
第4節 公共施設の災害防止対策の推進	56
第5節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進	56
第6節 地震防災研究の推進	57
第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え	58
第1節 防災組織の整備	58
第2節 通信・広報体制の整備計画	60
第3節 地震観測体制の整備	60
第4節 消防体制の整備	61
第5節 避難体制の整備	61
第6節 救助・救急体制の整備	61
第7節 交通確保体制の整備	61
第8節 輸送体制の整備	61
第9節 医療体制の整備	61
第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	61
第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進	66
第1節 防災知識の普及啓発	66
第2節 防災訓練の実施	66
第3節 自主防災組織の育成	66
第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	66
第5節 防災ボランティアの育成	66
第6節 要配慮者の安全確保	66
第3部 震災応急対策計画	67
第1章 活動体制の確立	69
第1節 応急活動体制	69
第2節 情報伝達体制	79
第3節 災害救助法の適用及び運用	79

第4節 広域応援体制	79
第5節 自衛隊の災害派遣	79
第6節 技術者・技能者及び労働者の確保	79
第7節 ボランティアとの連携等	79
第8節 災害警備体制	79
第2章 初動期の応急対策	80
第1節 緊急地震速報(警報)、各種地震に関する情報の収集・伝達	80
第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達	84
第3節 広報	87
第4節 水防・土砂災害等の防止対策	87
第5節 消防活動	87
第6節 危険物の保安対策	87
第7節 避難の指示、誘導	87
第8節 救助・救急	93
第9節 交通確保・規制	93
第10節 緊急輸送	93
第11節 緊急医療	93
第12節 要配慮者への緊急支援	93
第3章 事態安定期の応急対策	94
第1節 避難所の運営	94
第2節 食料の供給	94
第3節 給水	94
第4節 生活必需品の給与	94
第5節 保健対策	94
第6節 感染症予防対策	94
第7節 動物保護対策	95
第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	95
第9節 行方不明者の捜索、遺体の処理等	95
第10節 住宅の供給確保	95
第11節 文教対策	97
第12節 義援物資等の取扱い	98
第13節 農林水産業災害の応急対策	98
第4章 社会基盤の応急対策	99
第1節 電力施設の応急対策	99
第2節 液化石油ガス施設の応急対策	99
第3節 上水道施設の応急対策	99
第4節 電気通信施設の応急対策	99
第5節 道路等公共施設の応急対策	99
第4部 震災復旧・復興	101
第1章 公共土木施設等の災害復旧	103

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	103
第2節 激甚災害の指定	103
第2章 被災者の災害復旧・復興支援	104
第1節 被災者の生活確保	104
第2節 被災者への融資措置	104

第1部 総則

第1章 計画の目的等

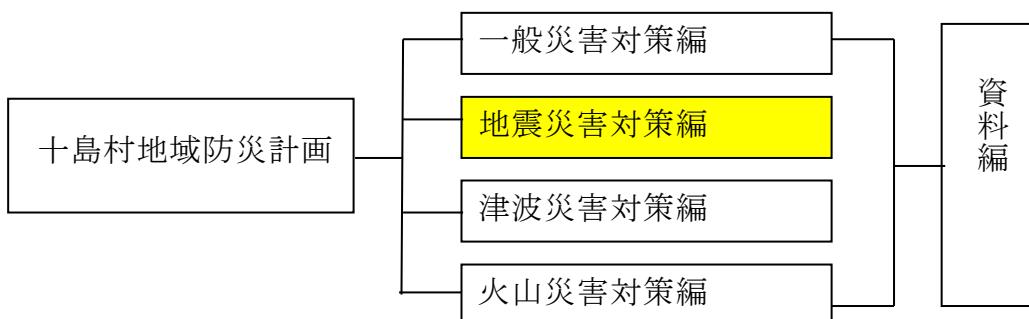
第1 計画の目的

十島村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第25条の規定に基づき、十島村防災会議が作成したもので、村域にかかる災害対策に関して、それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に發揮し、災害予防・減災対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、村域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格（その他の法令に基づく計画との関係）

十島村地域防災計画は、それぞれの災害の種別に応じて、風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」、地震災害に係る「地震災害対策編」、津波災害に係る「津波災害対策編」、火山災害に係る「火山災害対策編」の対策編4編と資料編から構成されるが、本計画は、このうち、地震災害に係る「地震災害対策編」である。

本計画は、十島村域の地震災害対策に関する基本計画であり、鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう緊密に連携を図ったものである。また、この計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、相互間の緊密な連絡調整を図るまでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目については、さらに関係機関において別途具体的に定められることを予定している。



第3 用語の定義

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 村 : 十島村
- 県 : 鹿児島県
- 基 本 法 : 災害対策基本法
- 救 助 法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 指 定 行 政 機 関 : 基本法第2条第3号で定める指定行政機関
- 指定地方行政機関 : 基本法第2条第4号で定める指定地方行政機関

指定公共機関：基本法第2条第5号で定める指定公共機関
指定地方公共機関：基本法第2条第6号で定める指定地方公共機関
防災業務計画：基本法第2条第9号で定める防災業務計画
地域防災計画：基本法第2条第10号で定める地域防災計画
村地域防災計画：基本法第42条に基づき十島村防災会議が作成する地域防災計画
県地域防災計画：基本法第40条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
村対策本部：基本法第23条の2に基づき設置する十島村災害対策本部
県災対策本部：基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
県地方本部：県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
本部長：十島村災害対策本部長
県本部長：鹿児島県災害対策本部長
県地方本部長：鹿児島県災害対策地方本部長
災害：暴風、竜巻、豪雨、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（基本法第2条）

第4 計画の理念

この計画は、村の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防・減災、災害応急対策、災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め、総合的かつ、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進にあたっては、次の方針を基本とする。

1 地域特性に則した計画的な災害予防の実施

十島村は、台風、豪雨、高潮、地震、津波、大規模火災など様々な災害要因がある。一旦災害が発生したとき、様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し、災害時の被害を最小限に止めるため、防災施設等の整備事業等の施策を推進し、併せて、災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお、災害対応は行政機関や住民、関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに、各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第5 計画の構成

第4で示した基本方針を実現するため、災害予防・減災、災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう、以下のような構成とした。

第1部 総則

第1章 計画の目的等

第2章 防災関係機関の業務の大綱

第3章 住民及び事業所の基本的責務

第4章 村の地域特性及び地震災害特性

第5章 災害の想定

第6章 南海トラフ地震防災対策の推進

第2部 震災予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

第2章 迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

第3部 震災応急対策

第1章 活動体制の確立

- 第2章 初動期の応急対策
 - 第3章 事態安定期の応急対策
 - 第4章 社会基盤の応急対策
- 第4部 震災復旧・復興
- 第1章 公共土木施設等の災害復旧
 - 第2章 被災者の災害復旧・復興支援

第6 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正するものとする。

第7 計画の周知

この計画の内容は、村、関係防災機関、及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させるものとする。

第8 計画の運用・習熟

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第2章 防災関係機関の業務の大綱

村、鹿児島県、並びに村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者が、村域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 十島村

村は、第1段階の防災機関として概ね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県(知事)の通知に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 村防災会議に係る業務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した村管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関すること。
- (8) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
- (10) 被災施設の復旧に関すること。
- (11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
- (12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第2 鹿児島県

鹿児島県は、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災事務又は業務を助け、これらを総合調整するとともに、概ね次の事項を担当し、また災害救助法に基づく応急救助を実施し、かつ村に対し必要な防災上の指示、勧告を行う。

処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
- (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
- (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。
- (4) 災害の防ぎよと拡大の防止に関すること。
- (5) り災者の救助、医療、感染症予防等の救助保護に関すること。
- (6) 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
- (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関すること。
- (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関すること。
- (9) 災害時における交通輸送の確保に関すること。
- (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関すること。
- (11) 被災施設の復旧に関すること。
- (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせんに等に関すること。
- (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関すること。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能の全てをあげて、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関すること。 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関すること。 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関すること。 (4) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること。 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関すること。 (6) 災害時における警察通信の運用に関すること。 (7) 津波警報等の伝達に関すること。
九州財務局	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関すること。 (3) 灾害復旧事業費の貸付けに関すること。 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関すること。 (5) 提供可能な国有財産の情報提供に関すること。 (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと。
九州厚生局	(1) 災害状況の情報収集・通報。 (2) 関係職員の現地派遣。 (3) 関係機関との連絡調整。 (4) その他防災に関し厚生局の所掌すべきこと。
九州農政局	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 (2) 農業に係る防災、災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 (3) 応急用食料の調達・供給対策に関すること。 (4) 主要食料の安定供給対策に関すること。 (5) その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州森林管理局	(1) 国有林野及び民有林直轄区域内の治山事業の実施に関すること。 (2) 国有保安林、保安施設等の保全に関すること。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需給に関すること。 (4) その他防災に関し森林管理局の所掌すべきこと。
九州経済産業局	(1) 災害時における物資供給の確保及び物価の安定に関すること。 (2) 被災商工業、鉱業の事業者に対する金融、税制及び労務に関すること。 (3) その他防災に関し経済産業局の所掌すべきこと。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州運輸局	<p>(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関すること。</p> <p>(2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>(3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>(4) 港湾荷役の確保のため、港湾運送事業者に協力要請を行うこと。</p> <p>(5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関すること。</p> <p>(6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関すること。</p> <p>(7) その他防災に関し運輸局の所掌すべきこと。</p>
<u>九州地方整備局</u>	<p>(1) 港湾、海岸災害対策に関すること。</p> <p>(2) 高潮、津波災害等の予防に関すること。</p> <p>(3) 直轄公共土木施設の整備と維持・管理に関すること。</p> <p>(4) 直轄河川の水防に関すること。</p> <p>(5) 直轄国道の防災に関すること。</p> <p>(6) 「九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定書」に基づく応援の実施。</p> <p>(7) その他防災に関し整備局の所掌すべきこと。</p>
<u>大阪航空局</u> <u>鹿児島空港事務所</u>	<p>(1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関すること。</p> <p>(2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(3) 航空機による代替輸送に関すること。</p> <p>(4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関すること。</p> <p>(5) その他防災に関し空港事務所の所掌すべきこと。</p>
国土地理院 九州地方測量部	<p>(1) 地殻変動の監視に関すること。</p> <p>(2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関すること。</p> <p>(3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関すること。</p>
福岡管区気象台 (鹿児島地方気象台・名瀬測候所)	<p>(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。</p> <p>(2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。</p> <p>(3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。</p> <p>(4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。</p> <p>(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
第十管区 海上保安本部	(1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関すること。 (2) 警報等の伝達に関すること。 (3) 情報の収集に関すること。 (4) 海難救助等に関すること。 (5) 排出油等の防除に関すること。 (6) 海上交通安全の確保に関すること。 (7) 治安の維持に関すること。 (8) 危険物の保安措置に関すること。 (9) 緊急輸送に関すること。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関すること。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。 (12) 警戒区域の設定に関すること。 (13) その他防災に関し、海上保安部の所掌すべきこと。
九州総合通信局 (鹿児島行政 評価事務所)	(1) 非常通信体制の整備に関すること。 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。 (3) 災害時における通信機器の貸出しに関すること。 (4) 災害時における電気通信の確保に関すること。 (5) 非常通信の統制、監理に関すること。 (6) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。
鹿児島労働局	(1) 事業場における労働災害の防止に関すること。 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと。

第4 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第12普通科連隊	(1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関すること。
海上自衛隊 第1航空群	(2) その他防災に関し自衛隊の所掌すべきこと。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、防災に関し概ね次の事項を担当するとともに、村及び県が処理すべき防災事務に関し積極的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話 株式会社 (鹿児島支店)	災害時における電気通信サービスの確保に関すること。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 (口之島郵便局、 中之島郵便局、 宝島郵便局)	<p>(1) 災害時における郵政事業運営の確保に関すること。</p> <p>(2) 災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 エ 為替預金及び簡易保険業務の非常取扱い オ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 カ 被災者の救護を目的とする寄付金の送金のための郵便為替の料金免除 キ 郵政公社医療機関による医療救護活動 ク 災害ボランティア口座 <p>(3) 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資に関すること。</p>
日本銀行 (鹿児島支店)	<p>(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 <p>(2) 金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>(5) 各種措置に関する広報</p> <p>(6) その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか、所要の災害応急対策</p>
日本赤十字社 鹿児島県支部	<p>(1) 災害時における<u>医療救護(医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等)</u>に関すること。</p> <p>(2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。</p> <p>(3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。</p> <p>(4) 義援金の受付に関すること。</p> <p>(5) <u>災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。</u></p> <p>(6) <u>災害時の外国人の安否調査に関すること。</u></p>
日本放送協会及び 放送関係機構	<p>(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。</p> <p>(2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。</p>
自動車輸送機関 (日本通運株式会社、鹿児島交通株式会社、鹿児島県	<p>災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。</p>

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
トラック協会等)	
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 (九州電力株式会社 鹿児島お客さまセ ンター鹿児島営業 所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
鹿児島県医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
鹿児島県歯科医師 会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。
鹿児島県看護協会	災害看護に関すること。
鹿児島県薬剤師会	災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県建設業会	(1) 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 (2) 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第6 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事項を担当し、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務に関し自発的に協力する。

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉施設経営者	(1) 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
村社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 福祉救援ボランティアに関すること。
金融機関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
水道事業者	(1) 水道施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における水の確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
十島村漁業協同組合	漁船の遭難防止の対策に関すること。
その他公共団体及び 防災上重要な施設の 管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関すること。

第3章 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の基本的責務を示す。住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、村及び県が処理する防災業務について、自発的に協力するものとする。

第1 住民

基 本 的 責 務
「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。
住民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食品、飲料水等の備蓄など自主的に風水害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする村・県・消防機関等の行政が行う防災活動と連携・協働する必要がある。
また、住民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、自ら災害教訓の伝承に努め、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、村及び県と連携・協働し、県民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第2 事業所

基 本 的 責 務
事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、村、県及びその他の行政機関と連携・協働し、住民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、村及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4章 村の地域特性及び地震災害特性

本章では、村の位置、地形・地質特性及び社会条件、並びに地震の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 村の地勢

本村は、屋久島と奄美大島の間に点在し、トカラ列島と呼ばれ、北から口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の有人7島と、臥蛇島、小臥蛇島、小島、上ノ根島、横当島の無人5島と合わせて12の島々で構成されている南北約160kmに及ぶ「南北に長い村」である。

第2 村の地形・地質

本村の島々は、火山あるいは隆起によって生じたもので、海面からそびえたつ山体で構成され、平地に乏しい。

このような地勢を持つ本村は、比較的風害、水害、浪害等の発生が多く、津波や地震による被害を受けやすい。このため、本村に影響をもつ津波の発生状況の特徴等を踏まえ、津波災害から本村及び住民を守っていかなければならない。

第5章 災害の想定

第1 災害想定の見直し

県では、平成24年度から25年度にかけて、次の基本的な考え方に基づき地震等災害被害予測調査を実施し、津波等の災害の想定や、被害の想定を見直すこととし、平成24年度は津波等の大きさについて想定し、平成25年度は被害について想定した。

これを踏まえ、本計画においても、災害の想定を下記の通り見直した。

1 趣旨

本県では、シラスなどの特殊土壌が県土のほぼ全域に分布し、海岸線が長く、多くの火山や島嶼を有するなどの地域特性のため、豪雨や台風による災害、火山噴火災害、地震・津波災害など、これまで様々な災害が発生してきた。

このような地域特性に即した県地域防災計画を策定する前提として、本県の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生条件を考慮して、想定すべき災害被害を明らかにしておく必要がある。

「地震等災害被害予測調査」報告は、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、本県が想定すべき災害のひとつである地震・津波災害による地震動、津波、地盤の液状化、斜面崩壊の想定を行い、併せて桜島の海底噴火に伴う津波の想定も行ったものである。

なお、今回、調査対象としなかった地震・津波以外の災害についても、昭和13年に400名を超える死者・行方不明者を出した、いわゆる「肝付災害」のような大規模な風水害、火山災害など、激化・大規模化した災害の発生可能性についても考慮しておく必要がある。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うものであることから、想定やシナリオには一定の限界があることに十分留意し、実際の災害発生時には、想定にとらわれず行動することが重要である。

2 基本的な考え方

災害被害の想定にあたり、基本的事項として、

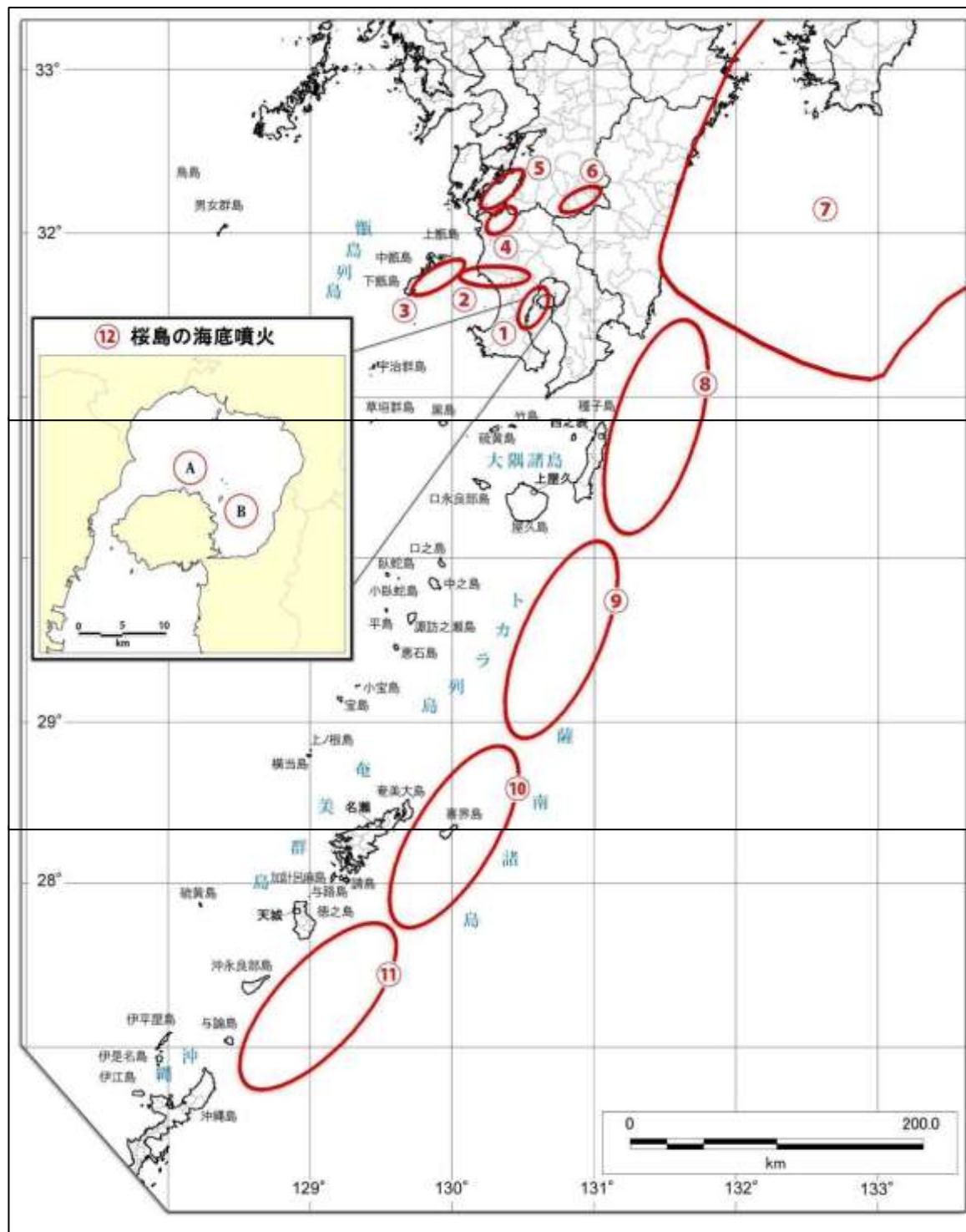
- ・科学的、客観的な手法により、最新の知見を活用して想定を行うものとする。
- ・想定は、鹿児島県の地域特性を踏まえ、これらに即したものとする。
- ・災害による直接的被害を想定するとともに、社会へ与える間接的被害なども視野に入れた幅広いものとする。

3 想定地震等の考え方

地震等の大きさは、県地域防災計画を策定する上での想定であり、必ずしも一定期間内の高い確率のものではなく、発生頻度は極めて低いが甚大な被害をもたらす

最大クラスのものを中心に想定することとし、県地域防災計画検討有識者会議の意見を踏まえ、以下の考え方に基づき検討を行ったものである。

- ・地域における過去最大級の地震と同レベル以上の地震（基本はM 7 又はM 8）
- ・可能な範囲で最新の科学的知見（国のデータ等）を踏まえた想定
- ・本県への影響及び地震等発生の可能性を考慮（本県及び周辺地域に分布する活断層等を震源とする地震、海溝型地震及び桜島の海底噴火に伴う津波を想定）
- ・国や有識者会議から新たな知見が示された場合は、再検討可能な想定
- ・県内全市町村の直下にマグニチュード6 クラスの地震を想定



想定地震等の概要

番号	想定地震等の位置	気象庁マグニチュード(MJ)	モーメントマグニチュード(Mw)	震源断層上端の深度(km)	津波(11津波)
①	鹿児島湾直下	7. 1	6. 6	3	○
②	県西部直下 【市来断層帶(市来区間)近辺】	7. 2	6. 7	1	○
③	甑島列島東方沖 【甑断層帶(甑区間)近辺】	7. 5	6. 9	1	○
④	県北西部直下 【出水断層帶近辺】	7. 0	6. 5	3	—
⑤	熊本県南部 【日奈久断層帶(八代海区間)近辺】	7. 3	6. 8	3	○
⑥	県北部直下 【人吉盆地南縁断層近辺】	7. 1	6. 6	2	—
⑦	南海トラフ 【東海・東南海・南海・日向灘(4連動)】	—	地震：9.0 津波：9.1	10	○
⑧	種子島東方沖	—	8. 2	10	○
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	8. 2	10	○
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	8. 2	10	○
⑪	奄美群島太平洋沖(南部)	—	8. 2	10	○
⑫A	桜島北方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○
⑫B	桜島東方沖 【桜島の海底噴火】	—	—	—	○

注 気象庁マグニチュード(MJ)とモーメントマグニチュード(MW)について

断層による内陸の地震(番号①～⑥)は、断層の長さ(推定)から、気象庁マグニチュード(MJ)を算出している。その後、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。

プレート境界の海溝型の地震(番号⑦～⑪)は、震源(波源)断層の位置・大きさを設定し、モーメントマグニチュード(MW)を求めている。

4 十島村における地震被害想定

十島村における各想定地震等の最大震度は次表のとおりである。

このように、トカラ列島太平洋沖が震度5強と最も高く、種子島東方沖、奄美群島太平洋沖(北部)が5弱となっており、被害想定についてはこの3つの想定地震について被害想定を記載する。

十島村における最大震度

番号	想定地震等	最大震度
①	鹿児島湾直下	2
②	県西部直下	2
③	甑島列島東方沖	3
④	県北西部直下	2
⑤	熊本県南部	2
⑥	県北部直下	1
⑦	南海トラフ【基本ケース】	3
⑦	南海トラフ【東側ケース】	3
⑦	南海トラフ【西側ケース】	3
⑦	南海トラフ【陸側ケース】	3
⑧	種子島東方沖	5弱
⑨	トカラ列島太平洋沖	5強
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	5弱
⑪	奄美群島太平洋沖（南部）	4

(1) 建物被害：全壊棟数

番号	想定地震等	条件	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	0	0	—	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	—	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	—	—	0	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	0	—	0

(注 1) - : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(2) 建物被害：半壊棟数

番号	想定地震等	条件	液状化	揺れ	斜面崩壊	津波	火災	合計	(参考) 堤防の 機能不 全によ る増分
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	0	0	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	—	—	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	0	—	—	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	—	—	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	—	—	—	—	—	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	冬・深夜	0	0	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	—	—	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	—	—	—	0

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり(ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する)とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(3) ブロック塀等倒壊件数

番号	想定地震等	塀件数				倒壊件数			
		ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計	ブロック塀	石塀	コンクリート塀	合計
⑧	種子島東方沖	60	10	10	90	0	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	60	10	10	90	0	0	0	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	60	10	10	90	0	0	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(4) ブロック塀等倒壊件数

番号	想定地震等	自動販売機台数	自動販売機転倒台数
⑧	種子島東方沖	20	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	20	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	20	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(5) 屋外落下物が発生する建物棟数

番号	想定地震等	屋外落下物が想定される建物棟数	屋外落下物が生じる建物棟数
⑧	種子島東方沖	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	0
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(6) 死者数【早期避難率低】

番号	想定地震等	条件	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	プロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	0	0	—	—	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	—	—	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	—	—	—	0	—	0
⑩	奄美群島太平洋沖（北部）	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

(注 1)— : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(7) 負傷者数【早期避難率低】

番号	想定地震等	条件	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	プロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	—	0	—	0

番号	想定地震等	条件	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	プロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
		冬・深夜	—	—	—	0	—	—	—	0
		夏・昼 12 時	—	—	—	0	—	—	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・夕 18 時	—	—	—	0	—	—	—	0
		冬・深夜	0	0	0	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

(注 1)— : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(8) 重傷者【早期避難率低】

番号	想定地震等	条件	建物倒壊	(うち屋内収容物移動・転倒(屋内転倒物)、屋内落下物)	斜面崩壊	津波	火災	プロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物	合計	(参考)堤防の機能不全による増分
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0
⑨	トカラ列島 太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	0	—	0	—	0
		夏・昼 12 時	—	—	—	0	—	0	—	0
		冬・夕 18 時	—	—	—	0	—	0	—	0
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼 12 時	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕 18 時	0	0	0	0	—	0	—	0

(注 1)— : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(注 3) 堤防条件は、堤防あり（ただし、津波が堤防を越流すると当該堤防は破堤する）とする。また、地震動により堤防が機能しなくなる場合の増分「堤防の機能不全による増分」を参考として示す。

(9) 震れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）数

番号	想定地震等	冬・深夜	夏・昼12時	冬・夕18時
⑧	種子島東方沖	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	0	0
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	0	0	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(10) 津波被害に伴う要救助者数・要検索者数

番号	想定地震等	冬・深夜		夏・昼12時		冬・夕18時	
		要救助者数	要検索者数	要救助者数	要検索者数	要救助者数	要検索者数
⑧	種子島東方沖	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	0	—	0	—	0	—
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	0	0	0	0	0	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(11) 上水道被害(断水人口)

番号	想定地震等	条件	給水人口(人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
				断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	570	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	570	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	570	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	570	—	1	—	1	—	—	—	—
		夏・昼12時	570	—	1	—	1	—	—	—	—
		冬・夕18時	570	—	1	—	1	—	—	—	—
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	冬・深夜	570	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	570	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	570	0	0	0	0	0	0	0	0

(注 1) —：わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(12) 電力被害(停電軒数)

番号	想定 地震等	条件	電灯 軒数 (軒)	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
				停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)	停電 軒数 (軒)	停電 率 (%)
(8)	種子島 東方沖	冬・深夜	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—
(9)	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—
(10)	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	750	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(13) 通信被害(固定電話不通回線数)

番号	想定 地震等	条件	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
				不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)	不通 回線 数 (回線)	不通 回線 率 (%)
(8)	種子島 東方沖	冬・深夜	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—
(9)	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—
(10)	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕 18 時	400	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(14) 通信被害(携帯電話不通ランク)

番号	想定 地震等	条件	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
			停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク	停波基 地局率 (%)	不通 ランク
(8)	種子島 東方沖	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼 12 時	—	—	—	—	—	—	—	—

番号	想定地震等	条件	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
			停波基地局率(%)	不通ラック	停波基地局率(%)	不通ラック	停波基地局率(%)	不通ラック	停波基地局率(%)	不通ラック
			冬・夕18時	—	—	—	—	—	—	—
⑨	トカラ列島	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼12時	—	—	—	—	—	—	—	—
		太平洋沖	冬・夕18時	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼12時	—	—	—	—	—	—	—	—
		(北部)	冬・夕18時	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(15) 道路施設被害箇所数

番号	想定地震等	津波浸水域	津波浸水域外	合計
⑧	種子島東方沖	—	—	—
⑨	トカラ列島太平洋沖	—	—	—
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(16) 係留施設被害箇所数

番号	想定地震等	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数	被害箇所数	その他係留施設数	被害箇所数
⑧	種子島東方沖	10	—	30	—
⑨	トカラ列島太平洋沖	10	—	30	—
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	10	—	30	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(17) 被災防波堤延長

番号	想定地震等	防波堤延長(m)	被災防波堤延長(m)
⑧	種子島東方沖	6, 600	0
⑨	トカラ列島太平洋沖	6, 600	10
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	6, 600	0

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(18) 避難者

番号	想定 地震等	条件	人口 (人)	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
				避難 者	避難 所	避難 所外	避難 者	避難 所	避難 所外	避難 者	避難 所	避難 所外
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼12時	660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕18時	660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	660	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼12時	660	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	660	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(19) 帰宅困難者数

外出者(就業者・通学者)数(人)	帰宅困難者数(人)
230	10

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(20) 物資需要量

番号	想定 地震等	条件	被災1日後			被災1週間後			被災1ヶ月後		
			食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料 水(ℓ)	毛布 (枚)
⑧	種子島 東方沖	冬・深夜	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏・昼12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨	トカラ 列島 太平洋沖	冬・深夜	—	10	—	—	—	—	—	—	—
		夏・昼12時	—	10	—	—	—	—	—	—	—
		冬・夕18時	—	10	—	—	—	—	—	—	—
⑩	奄美群島 太平洋沖 (北部)	冬・深夜	—	0	—	—	0	—	—	0	—
		夏・昼12時	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		冬・夕18時	—	0	—	—	0	—	—	0	—

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(21) 災害廃棄物

番号	想定地震等	条件	災害廃棄物(万トン)			災害廃棄物(万m ³)		
			災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
		夏・昼12時	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
		冬・夕18時	—	—～10	—～10	—	—～—	—～—
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		夏・昼12時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		冬・夕18時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	冬・深夜	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		夏・昼12時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10
		冬・夕18時	—	—～10	—～10	—	—～10	—～10

(注 1) — : わずか

(注 2) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(22) 孤立する可能性のある集落数

番号	想定地震等	農業集落		漁業集落	
		孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数	孤立に至る条件に該当する集落数	孤立する可能性のある集落数
⑧	種子島東方沖	9	1	6	1
⑨	トカラ列島太平洋沖	9	6	6	4
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	9	1	6	1

(注 1) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

(23) 資産等の被害額(億円)

番号	想定地震等	条件	建物	資産	ライフライン			交通		土地	災害廃棄物	合計
					上水道	電力	通信(電話)	道路	港湾・漁港			
⑧	種子島東方沖	冬・深夜	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10
		夏・昼12時	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10
		冬・夕18時	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10
⑨	トカラ列島太平洋沖	冬・深夜	—	—	—	—	—	—	10	—	10	20
		夏・昼12時	—	—	—	—	—	—	10	—	10	20
		冬・夕18時	—	—	—	—	—	—	10	—	10	20
⑩	奄美群島太平洋沖(北部)	冬・深夜	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10
		夏・昼12時	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10
		冬・夕18時	—	—	0	—	—	—	—	—	10	10

(注 1)－：わずか

(注 2)被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

5 トカラ列島太平洋沖地震における被害のシナリオ

前記のとおり想定地震の中で、十島村に最も被害量が大きくなるトカラ列島太平洋沖地震における十島村の被害のシナリオは以下のとおりである。(以下、鹿児島県地震等災害被害予測調査被害シナリオ 平成26年3月鹿児島県：抜粋)

(1) 地震・津波等災害の概要

冬の深夜（最大風速時）にトカラ列島太平洋沖を震源とするマグニチュード

8.2※1 の地震が発生。

震源に近い屋久島や種子島では最大震度6弱に達する。鹿児島地域（十島）では、最大震度5強となり、物につかまらないと歩くことが困難になるほどの揺れに襲われる。

この地震で、十島村では揺れや急傾斜地の崩壊による被害が生じる。

その後、津波が十島村沿岸を襲い、地震発生から約40分後に最大津波高T.P.+8.6m※2 の津波が十島村沿岸部を襲う。

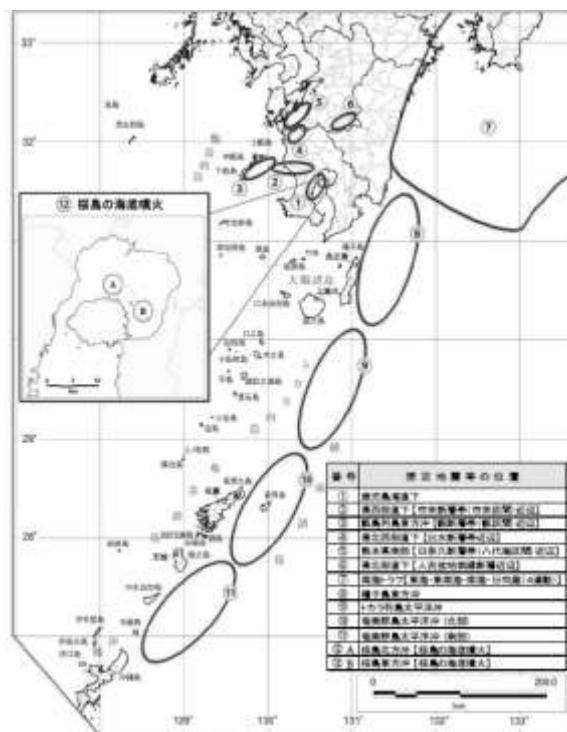
多くの人たちが就寝中であり、家屋の倒壊やタンスなどの転倒などによる被害が発生する。

就寝中の発災であり避難行動の初動が遅れるとともに、倒壊した家屋からの脱出やブロック塀などの倒壊による避難路の閉塞などにより、津波避難が遅れ被害が発生する。

※1：ここではモーメントマグニチュード M_w のこと。

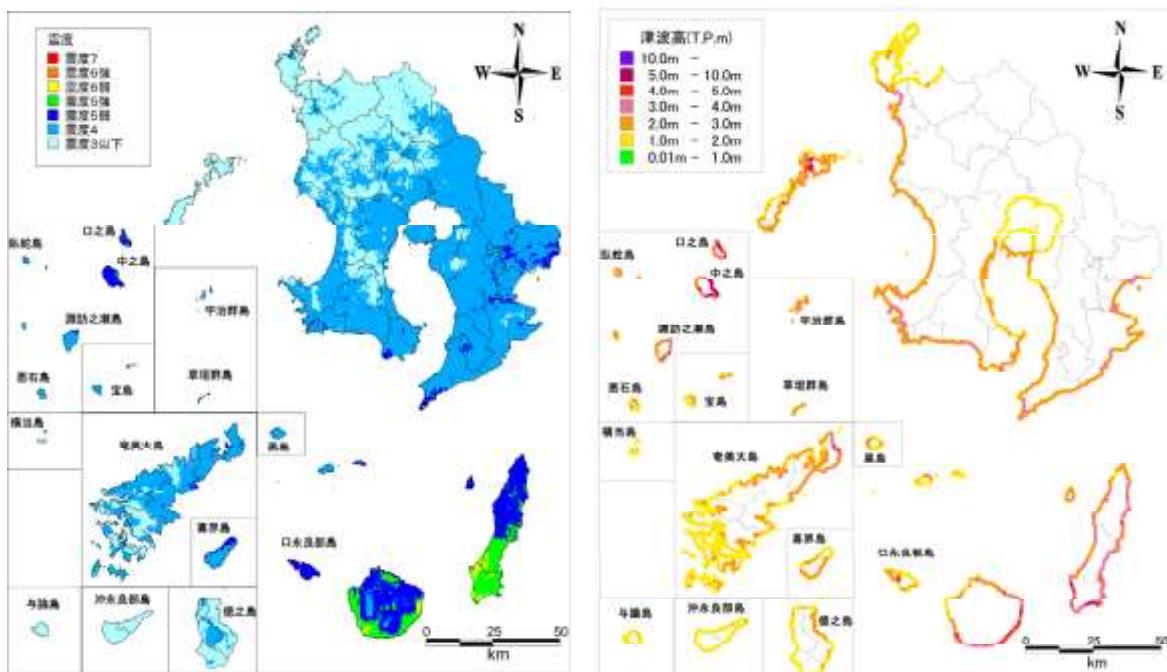
※2：T.P.+m とは、東京湾平均海面からの高さ。

震源の位置



震度分布

津波高分布図



(2) 主な被害の様相

ア 発災

- 地震発生直後に緊急地震速報（警報）が発表、その後に津波警報などが発表。
- 十島村では最大震度5強となり、物につかまらないと歩くことが困難になるほどの揺れに襲われ、建物の被害や屋内収容物などの転倒、停電が発生する。

- 発災直後、十島村では揺れや建物倒壊など等による火災が同時多発的に発生する。
- 十島村では、最大津波高約 T.P. +8.6m の津波が、地震発生約 40 分後に到達する。

イ 発災直後の様相

(ア) 災害対策本部

- 村：避難指示、防災行政無線・サイレンで津波避難周知。
十島村役場では、各島の出張所と連絡を取り合うが、一部の出張所では屋内収容物の移動・落下などによる職員の不要により、連絡体制が一時的にマヒする。
- 県：職員の非常参集、鹿児島県災害対策本部の設置、非常体制。
- 深夜のため防災ヘリによる被害情報収集が難航。無線により各地の状況連絡が県災害対策本部に入る。

(イ) 建物・人的被害

[地震の揺れ]

- 十島村では口之島や中之島、諏訪之瀬島で揺れが大きく一部で最大震度5強の揺れが発生し、悪石島や宝島では最大震度5強の揺れとなる。
- 老朽化などにより耐震性が低い木造建物などの倒壊が発生する。
- 下敷きになつたり固定していない家具・什器の転倒などによる負傷者が発生する。

- 吊り天井など非構造物の落下による死傷者が発生する。

[液状化]

- 十島村では液状化による被害は発生しない。

[斜面崩壊]

- 揺れによる急傾斜地の崩壊によって、全半壊が生じる。
- 崩壊土砂や倒壊した家屋による生き埋めなどによって、死傷者が発生する。

[津波]

- 津波が十島村の沿岸を襲い、沿岸部周辺が浸水して建物の全半壊が生じる。
- 避難意識が低い場合は自宅や沿岸部の宿泊施設などで津波に巻き込まれたり、自動車などで避難中に津波に追いつかれ、死傷者が発生する。

[延焼火災]

- 揺れや建物倒壊などにより、火災が同時多発する。
- 延焼消失はしないものの、出火家屋からの逃げ遅れなどにより、死傷者が発生する。

- 集合住宅などでは、煙に巻かれ呼吸困難などにより死傷する。

[ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物]

- 揺れによる電柱や自動販売機、ブロック塀などの転倒や、屋根瓦やビルの外壁・看板などの落下に巻き込まれによる被害は発生しない。

※●：推計結果による被害像、○：定性的な被害像(以降同)

ウ 発災当日の様相

(ア) 災害対策本部

- 県：現地へ応援職員の派遣。
- 揺れが大きい熊毛地域では、緊急消防救助隊や警察広域緊急援助隊、DMAT、国交省リエゾン、TEC-FORCE の現地活動開始。
- 十島村では、各島の診療所が負傷者の対応。防災ヘリコプターは熊毛地域や大隅地域の対応が優先されることから、重傷者の運送を自衛隊に依頼。
- 県、村：地震により緩んだ急傾斜地等の危険箇所がないか、緊急点検の実施。

(イ) ライフライン施設被害

[上水道]

- 大きな被害は発生しない。

[ガス]

- LP ガス：揺れによって一時停止。異常が無い個所から順次復旧。

[電力]

- 十島村の停電数は数島となる。

[通信]

- 揺れなどの影響によって、十島村では固定電話の数回線が不通となる。

- この影響で固定電話幹線の不通や、停電の影響による携帯電話の基地局が停波し、十島村ではいくつかの局で停波する。

- 通信ネットワークが機能するエリアでも、大量のアクセスにより輻輳が発生し、音声通信やデータ通信がつながりにくくなる。

(ウ) 交通施設(港湾等)被害

[道路]

- 一般道は、揺れと津波の影響によって数箇所で不通となる。

[港湾・漁港]

- 十島村沿岸では、非耐震の岸壁の陥没・隆起、防波堤の沈下などの被害などが発生し、岸壁は数箇所、その他係留施設は約 10 箇所で機能を停止する。

- 津波の浸水によって、港内の貨物などの流失、引き波による船舶の転覆・沈没・流出・破損が生じる他、津波瓦礫による航路障害などが発生し、港の機能が停止する。

[海上交通]

- 港湾・漁港の被害により、フェリーとしまや漁船などの運行が困難となり、一時的に孤立する。

(エ) その他の被害

[主要施設]

- 十島村の各出張所では、書類棚やコピー機などの移動・転倒し、職員が負傷するおそれがある。

- 津波の浸水被害は発生しない。

[災害廃棄物]

- 揺れや崖崩れによる家屋倒壊などによる災害廃棄物が数トン発生する。
- 津波による土砂堆積物（津波堆積物）が10トン発生する。

(オ) 生活への影響

[避難者]

- 地震による建物被害及び余震、土砂災害などへの不安などにより、数人が避難所に避難する。また、比較的近くの親戚・知人宅などへも数人が避難する。
- 避難所へ避難する住民が若干発生するが、日常からコミュニティが形成されていることから、避難所開設・運営による混乱は特に生じない。帰宅困難者も避難所につめかけるが、数人であることから特に混乱などは生じない。

[災害時要配慮者]

- この地域の地震・津波や地理に関する知識が少ない観光客などは避難行動が遅れる。

[帰宅困難者]

- 公共交通機関が広域的に停止した場合、一時的に外出先に滞留する帰宅困難者は約10人に上る。
- フェリー乗り場周辺には一時的に人が滞留するが、避難所へ移動して寒さなどをしのぐ。
- 停電により、テレビ・インターネット・電話などの情報通信設備が使えず情報が寸断される。

[孤立集落]

- 6つの農業集落及び4つの漁業集落が孤立する。道路など外部との物理的アクセスの断絶などによって、初動期の救助・救援活動に遅れが発生する。

[医療]

- 地域内の医療機関での対応が困難な場合は、ヘリコプターなどによる搬送が必要となる。

エ 翌日、2日後の様相

(ア) 災害対策本部

- 津波警報などの解除。
- 緊急輸送計画を検討・実施。
- 県民や観光客、外国人からの相談窓口を設置。
- 特別な配慮が必要な人などへの対策（ホテル・旅館などでの受け入れ協力の要請）
- 女性や子育てに関するニーズへの配慮
- 余震や降雨などによる急傾斜地崩壊の応急対応。

(イ) ライフライン施設被害

[電力]

- 浸水域を除き、ほぼ復旧する。

[通信]

- 浸水域を除き、ほぼ復旧する。

- 通信量が減少傾向となることから、徐々に通信規制が緩和され、音声通話がつながりやすくなる。

(ウ) 交通施設（港湾等）被害

[港湾・漁港]

- 津波警報などが解除されるまでの2日間程度、復旧作業や緊急輸送が滞る。

(エ) 生活への影響

[物資・燃料など供給]

- 食料は数食/日、飲料水は数リットル/日、毛布は約10枚を必要とする。

オ 3日後の様相

(ア) 災害対策本部

- 応急危険度判定士の派遣

(イ) その他の被害

[災害廃棄物]

- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するものや海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するものがあり、船舶の航行や港湾・漁港への入港などに支障を及ぼす。漁業の支障となる。

(ウ) 生活への影響

[避難者]

- 応急危険度判定により安全が確認された住宅の被災者は、順次帰宅。

- 観光客は交通が復旧するまで宿舎又は避難所で生活。

[孤立集落]

- 通信手段が断絶することにより、情報の確認や伝達が困難な状況が発生する。

- 孤立地区や中山間集落における物資の不足が深刻化する。他地域からの支援物資の配送困難が解消されない状況が続く。

カ 1週間後の様相

(ア) 災害対策本部

- 被害認定調査

- みなし仮設の適用

- 避難所の生活環境調査

- 全半壊施設の再建方法を検討

- 復興基金の検討

(イ) 交通施設（港湾等）被害

[道路]

- 島内道路の破損部の応急復旧終了

[港湾・漁港]

- 航路啓開や港湾施設の復旧、荷役作業の体制の確保などを順次実施する。

- 船舶の入港が可能となった港湾から、順次、緊急輸送を実施する。

[海上交通]

- 船舶の入港が可能となった港湾から、順次、海上交通が回復する。

(ウ) 生活への影響

[物資・燃料など供給]

- 燃料不足により、水産業や農業などの活動に支障が生じる。

- 店舗などでは品薄となり、平常通りの生活物資が購入できない状況が続く。

キ 1か月後の様相

(ア) 災害対策本部

- 激甚災害の指定

- り災証明の発行

(イ) 生活への影響

[避難者]

- 避難所に残っていた被災者を対象に、仮設住宅等への入居申込み手続を開始。

(ウ) その他の被害

[災害廃棄物]

- 災害廃棄物を処理するため、可燃物・不燃物の分別やリサイクルのための分別の作業が発生する。

- 解体に伴う粉じん・アスベストの飛散や、津波により流失した重金属類や医療系廃棄物などを含む有害廃棄物の処理における土壤汚染・水質汚染が問題となる。

ク 3か月以降の様相

(ア) 災害対策本部

- 被災者生活再建支援金の支給

- 災害弔慰金などの支給

(イ) 交通施設（港湾等）被害

[港湾・漁港]

- 揺れ・津波被害を受けた港湾が本格的に復旧するには、2年以上を要する。

(ウ) 生活への影響

[避難者]

- 順次、仮設住宅へ入居。

※ 留意事項

今回想定した宅地部などの急傾斜地崩壊のみならず、山体崩落が生じて発生土が海に突入した場合は、二次的津波が発生する。この場合、本震によるものよりも早く十島村に津波が到達することから、地震発生時は沿岸部からの率先避難が重要である。

(3) この被害シナリオのような地震に備えて ～地域で取り組む防災・減災対策～

- 日頃から、自分の周辺で地震が起きたことを想定し、発災から時間経過とともに変化する状況を具体的にイメージしながら、地震発生時の適切な行動について家族で話し合いをしましょう。
- 大切な人を思い浮かべて、その人を守るため、まずは自分の身を守り、生き抜くための取組みを始めましょう。
- いざという時に率先して行動ができるように、平時から防災活動に取り組みましょう。
 - 村民のみなさんは、県や村などが行う防災訓練や研修会などに参加し、防災・減災に関する知識・技能の習得や、住宅などの耐震性の確保に取り組みましょう。要配慮者の方は、避難支援者に避難の際に必要な情報を提供しましょう。
 - 自主防災組織や自治会では、自ら防災に関する研修や訓練を行い、災害危険箇所や避難所などの把握や、地域の防災マップの作成、地域ぐるみの避難体制を整備しましょう。
 - 事業者のみなさんは、防災対策の責任者を定め、従業員に対し研修や訓練を行うなど、従業員などの安全意識を高める取組とあわせて、施設の耐震化やBCPの策定、事業所内備蓄などの取組みをしましょう。

第6章 南海トラフ地震防災対策の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行された。

これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなった。

この南海トラフ地震防災対策推進基本計画は、南海トラフ法第4条の規定に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本の方針及び基本的な施策に関する事項、施策の具体的な目標及びその達成の期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本の方針、指定行政機関、関係地方公共団体等が定める南海トラフ地震防災対策推進計画及び関係事業者等が定める南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項等を定め、もって南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）における地震防災対策の推進を目的とするものである。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域は1都2府26県707市町村が指定され、この中に本村も含まれている。

第1 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

南海トラフ地震に係る地震防災対策については、以下の基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の実施により、人的・物的両面にわたって被害の絶対量を減らすとともに、可能な限り早期の復旧を図るものとする。

1 地震対策

- (1) 建築物の耐震化等
- (2) 火災対策
- (3) 土砂災害・地盤災害・液状化対策
- (4) ライフライン・インフラ施設の耐震化等

2 津波対策

- (1) 津波に強い地域構造の構築
- (2) 安全で確実な避難の確保

3 総合的な防災体制

- (1) 防災教育・防災訓練の充実
- (2) ボランティアとの連携
- (3) 総合的な防災力の向上

4 災害発生時の対応に係る事前の備え

- (1) 救助・救急対策
- (2) 医療対策

- (3) 消火活動等
 - (4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
 - (5) 食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - (6) 燃料の供給対策
 - (7) 避難者等への対応
 - (8) 帰宅困難者等への対応
 - (9) ライフライン・インフラの復旧対策
 - (10) 保健衛生・防疫対策
 - (11) 遺体対策
 - (12) 災害廃棄物等の処理対策
 - (13) 災害情報の収集
 - (14) 災害情報の提供
 - (15) 社会秩序の確保・安定
 - (16) 多様な空間の効果的利用の実現
 - (17) 広域連携・支援体制の確立
- 5 被災地内外における混乱の防止
- (1) 基幹交通網の確保
 - (2) 民間企業等の事業継続性の確保
 - (3) 村の業務継続性の確保
- 6 多様な発生態様への対応
- (1) 基幹交通網の確保
- 7 様々な地域的課題への対応
- (1) ゼロメートル地帯の安全確保
 - (2) 原子力事業所等の安全確保
 - (3) 孤立可能性の高い集落への対応
 - (4) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

第2 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本の方針

南海トラフ地震による被害は極めて広域的かつ甚大になると想定されると同時に、人的・物的資源が絶対的に不足すること、発災直後の被害情報が著しく不足すること、大量の避難者が発生すること、津波が時間差で繰り返し襲来するおそれがあること、東海・東南海・南海地震が単独又は連動して発生する可能性があること等に十分留意することが必要である。

このため、村、地域住民等は、防災基本計画の災害応急対策に係る部分に基づくほか、本章に掲げる災害応急対策を推進する必要がある。

また、南海トラフ地震が発生した場合、村等の各防災関係機関が被害の全容の把握を待つことなく直ちに行動を開始し、災害応急対策活動を円滑かつ迅速に実施することにより、被害を小化することが何よりも重要である。

- 1 迅速な被害情報の把握
- 2 津波からの緊急避難への対応

- 3 原子力事業所等への対応
- 4 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5 津波火災対策
- 6 膨大な傷病者等への医療活動
- 7 物資の絶対的な不足への対応
- 8 膨大な避難者等への対応
- 9 村内外への適切な情報提供
- 10 施設・設備等の二次災害対策
- 11 ライフライン・インフラの復旧対策
- 12 広域応援体制の確立

第3 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）では、南海トラフ法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、関係指定行政機関及び関係指定公共機関が防災業務計画において、関係地方防災会議等が地域防災計画において定めるものであり、推進計画においては、前段までに定める事項を踏まえ、南海トラフ地震に係るハード・ソフト両面にわたる総合的な対策を推進する観点から以下の事項について記載するものとする。

1 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進が必要である。

このため、村等は、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等について、その必要性及び緊急性度に従い、所定の基準等により、推進計画に具体的に明示するものとする。

特に、村は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

また、地震発生時の避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

これらの施設整備等にあたっては、その具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定にあたっては、その他の地震に対する防災効果も考慮し、施設全体が未完成であっても一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備等の順序及び方法について考慮するものとする。

これらの施設整備等に関する計画は、災害応急対策等の内容と十分調整のとれたものとする。

2 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(1) 津波からの防護

村等堤防、水門等を管理する者は、津波による被害を防止・軽減するための、堤防、水門等の点検や自動化・遠隔操作化、補強等を推進する必要がある。このため、これらについての方針及び計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

村等堤防、水門等を管理する者は、地震発生時に多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や平常時の管理方法等について、推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、(2)イを踏まえ、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保に配慮したものとする。

また、内水排除施設等については、発災に備えて、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置について、推進計画に明示するものとする。

津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備を推進する必要がある。このため、これらの施設整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。

(2) 円滑な避難の確保

ア 津波に関する情報の伝達等

村等は、気象庁の発表する津波警報等が、関係機関相互間及び機関内部において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。

村は、防災関係機関、地域住民等に対し、防災行政無線、緊急速報メール等により、津波警報等の津波に関する情報が正確かつ広範に伝達されるよう、その経路及び方法を推進計画に明示するものとする。また、村は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

村等は、船舶に対する津波警報等の伝達について、その経路及び方法を推進計画に具体的に明示するものとする。この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

村は、その管轄区域内における被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及び方法を、推進計画に具体的に明示するものとする。津波警報等の迅速な伝達を行うため、村は、防災行政無線の整備等の方針及び計画について、推進計画に明示するものとする。いずれの場合も、伝達の経路及び方法を定めるにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

イ 地域住民等の避難行動等

村は、避難対象地域を推進計画に明示するとともに、避難対象地域別の避難場所、避難経路その他具体的な避難実施に関して津波災害の特性に応じた方法を推進計画に明示するものとする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定の検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

その際、高台への避難に相当な時間をする平野部等における避難場所の指定にあたっては、新耐震基準を満たす鉄筋コンクリート造り等の建物を避難場所として利用するいわゆる津波避難施設等の活用を推進するものとする。

上記の推進計画への記載とは別に、村は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

村は、避難対象地域内の住民等が、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべき旨を、推進計画に明示するものとする。

村及び関係機関は、避難行動要支援者の避難支援等を行うとともに、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとし、これらに係る実施体制等について、推進計画に明示する。この場合において、消防団、自主防災組織等との連携に努めるものとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮するものとする。

村は、具体的な避難誘導の方法、村との連携体制等を定め、推進計画に明示するものとする。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮するものとする。

なお、これらを定めるにあたっては、村の推進計画に定められた内容と十分調整のとれたものとするよう留意するものとする。

必要な安全確保対策を推進計画に明示する場合においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とするものとする。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨の計画を作成するものとする。

ウ 避難場所及び避難所の運営・安全確保

村は、避難後の救護の内容を推進計画に明示するものとする。

村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、各避難所における避難者のリスト作成等に関し、あらかじめ準備すべき事項について推進計画に明示するものとする。

避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

村は、避難場所等から自宅に戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

村は、船舶が沖合に避難できるよう、避難海域を推進計画に明示するものと

する。

エ 意識の普及啓発

村は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発するための方策について、推進計画に明示するものとする。

オ 関係機関のとるべき措置

(ア) 消防機関等の活動

村等は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき次の事項を、推進計画に明示するものとする。

- ・津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ・津波からの避難誘導
- ・自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- ・津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

(イ) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

a 水道

村は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置の内容を推進計画に明示するものとする。

b 電気

電力事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報の実施について、推進計画に明示するものとする。

電力事業者は、電気が、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることを踏まえ、電力供給のための体制確保等のとるべき措置の内容を推進計画に明示するものとする。

電力事業者は、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策について推進計画に明示するものとする。

c 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳対策等のとるべき措置の内容を、推進計画に明示するものとする。

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策について推進計画に明示するものとする。

d 放送

放送は、地域住民等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

放送事業者は、村等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を推進計画に明示するものとする。

(ウ) 交通

a 道路

県警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について交通規制の内容を定め、推進計画に明示するとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。なお、必要に応じ隣接する県警察との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

村は、交通規制の内容について、推進計画に明示するものとする。

b 海上

村等は、津波による危険が予想される場合においては、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずるものとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を推進計画において定めるものとする。

c 乗客等の避難誘導等

村は、船舶等の乗客や港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を、推進計画において明示するものとする。

カ その他村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

村等は、公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについて、その機能を果たすため、必要な措置を講ずるものとする。この場合において、非常用発電装置の整備、水や食料等の備蓄、テレビ、ラジオ、コンピューター等の情報を入手するための機器の整備その他の必要な事項について推進計画に明示するものとする。

村は、自らが管理又は運営する施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制を、推進計画に明示するものとする。この場合において、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

村は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、推進計画に明示するものとする。この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

(3) 迅速な救助

村は、救助・救急体制や車両・資機材の確保等の消防団等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制について、推進計画に明示するものとする。

村は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うための方策に関する事項について、推進計画に明示するものとする。

村は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進等について、推進計画に明示するものとする。

村は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実を図ることについて、推進計画に明示するものとする。

3 関係者との連携協力の確保に関する事項

(1) 資機材、人員等の配備手配

村は、被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものについて、推進計画に明示するものとする。

村は、応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前応援協定の締結その他の手続上の措置をあらかじめ定め、推進計画に明示するものとする。

(2) 物資の備蓄・調達

村は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画を作成し、推進計画に明示するとともに、国は発災後速やかに被災地外での物資調達を行い、被災地へ搬送するよう計画を作成し、推進計画に明示するものとする。

(3) 帰宅困難者への対応

村は、民間事業者等と協力して、一斉帰宅の抑制対策を進めるものとする。

4 防災訓練に関する事項

村は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。この場合において関係機関等と共同して訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意するものとする。

また、予想される地震の影響が広域にわたることに配慮し、国、県等との連携を図ることに努めるものとする。

村等は、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施することを推進計画に明示するものとする。

防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

5 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

村は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等を明示するものとする。

この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報の実施方法及びその内容を推進計画に明示するものとする。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮するものとする。

この教育・広報の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・地震及び津波に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報の入手方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも10日間、可能な限り2週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

村は、推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

村等は、教育及び広報の実施にあたって、ラジオ、テレビ、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

また、村等は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意するものとする。

さらに、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

6 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業計画は、村長が作成することとなっており、基本的な方針においては、村における津波の浸水想定に基づき、区域ごとに、津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類を記載するものとする。また、目標及びその達成期間は、津波避難対策の推進のために必要な事業が重点的かつ効率的に行われるよう、可能な限り具体的かつ明確な目標及びその達成期間を設定するものとする。

第2部 震災予防

第1章 地震災害に強い施設等の整備

地震災害に際して、被害の軽減を図るために、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止し、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本章では、このような地震災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課・総務課】

第1 地震土砂災害の防止対策

1 急傾斜地崩壊防止対策(急傾斜地の崩壊に関する災害の防止に関する法律：昭和44年7月1日制定)

(1) 危険箇所の実態調査及び県指定の促進

ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現状を把握し、今後の対策等について検討する。

イ 危険性の高い箇所については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を図る。

(2) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するための適切な対策を講じる。

(3) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生し易い地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法、土地利用対策要綱等により災害防止の措置に係る指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり対策等の促進

地すべりを起こしている区域（以下「地すべり区域」という。）または地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域について、県の指定を受け防止対策が実施されるよう地元との調整を図る。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難指示等に基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

3 土石流災害防止対策

(1) 危険流域の実態調査及び県指定の促進

- ア 危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。
- イ 危険性の高い未指定渓流については、県の指定を受け防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

- ア 県が実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- イ 土石流危険渓流に指定されている渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害防止に努める。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

4 山地災害防止対策

(1) 危険区域について調査パトロールを実施し、その実態を充分に把握するとともに、必要に応じ山地災害防止するための適切な対応を講じる。

(2) 治山事業の推進

- ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、森林整備事業の推進に努める。
- イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力要請し、土地所有者の理解を得て事業の推進に努める。
- ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得て、その拡大に努める。

5 建築基準法に基づく災害危険区域(急傾斜地崩壊危険箇所と同一区域を指定)

県及び本村は、建築基準法に基づく災害危険区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、山腹や崖地に近接する既存の不適格住宅の移転を促進する。

6 主要交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、職員が定期的に防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。また、緊急度の高い箇所から、順次、防災工事を実施する。

7 その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所について把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

8 地震発生時の緊急調査体制

- (1) 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。
- (2) 土砂災害の危険性のある斜面や渓流等の実態調査を行って現状を把握する。
- (3) 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。
- (4) 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

9 災害危険箇所の警戒避難体制の整備強化

土砂災害のおそれのある区域について、危険箇所の周知、土砂災害への警戒避難体制の確立等を県と連携して推進する。

(1) 災害危険箇所の警戒の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合には、早めに避難できるよう心がける。

なお、大雨警報(土砂)、土砂災害警戒情報などの防災気象情報が発表された場合には、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移行できる体制を確立しておく。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡回員の選任等

人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難所、避難経路、避難方法を定めた避難計画を作成するよう努める。

(3) 避難計画の整備

災害危険箇所等の住民を対象に、下記の内容の避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況

該当地区の世帯数、人口及び要配慮者の状況、福祉施設等の状況把握に努める。

イ 住民への情報伝達方法の整備

存防災行政無線のほか、緊急速報メール、防災メール、ラジオ、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 避難場所、避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮し災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。また、避難路については、途中にかけ崩れや洪水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所における住民の世話を人を配備する等の措置を講じる。

エ 避難誘導員等の指定

消防団員や自主防災組織のリーダー等、避難する際の誘導員を定め、特に、地域の老人等の要配慮者については、誘導担当者を定めておく等の措置を講じる。

オ 住民の自主的避難の指導

土砂災害の発生のおそれがある場合の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導に努める。避難対象地区内の住民避難は、隣保協同の精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、村及び各防災機関は協力して、積極的に自主防災組織等の育成・強化に努める。

カ 避難訓練の実施

村及び各防災機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分な連携をとりつつ、適宜、土砂災害を想定した避難訓練を実施するように努める。

第2 液状化防止対策

地震等の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を引き続き行っていく。

1 地盤改良の推進

(1) 地盤改良の推進

地域開発等にあっては、地盤が軟弱である場合は、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

県・村の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化等の補強対策を実施する。

2 液状化対策手法の周知

液状化対策に関し住民・事業所等に対して周知・広報等を行っているが、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれへの技術的対応方法等については、住民や関係方面的の周知に努める。

3 危険地区の概要

【土石流危険渓流】

土石流の発生する危険性があり、人家5戸以上等に被害を及ぼすおそれのある渓流(土石流危険渓流Ⅰ)に加え、人家戸数5戸未満(土石流危険渓流Ⅱ及び土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ)も含めた渓流。

【急傾斜地崩壊危険箇所】

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地において、がけ崩れの発生する危険

性があり、人家5戸等に被害の及ぼす恐れのある箇所(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ)に加え、人家5戸未満(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ及び急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ)も含めた箇所。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

被害想定区域内に人家が5戸以上等ある箇所。(5戸未満であっても官公署、学校、診療所、社会福祉施設等、要配慮者関連施設等は対象とする。)

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ

被害想定区域内に人家がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

【地すべり危険箇所】

地すべりの発生するおそれのある箇所で地すべり等防止法第51条に基づく国土交通大臣所管になりうる箇所

【山地災害危険地区】

山腹の崩壊、土砂の流出等が現に発生し、または発生する危険があり、人家1戸以上または公共施設(官公署・学校・診療所・道路)に直接被害を与える恐れがある地区

指定危険区域の現況

土石流危険渓流				急傾斜地崩壊危険箇所				地すべり危険箇所	合計
I	II	III	計	I	II	III	計		
5	3	0	8	1	1	7	0	1	8
								0	26

第2節 防災構造化の推進

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

村の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進する。また、個々の災害危険箇所等に対する対策と同時に土地利用の規制といった防災対策を進めていく必要がある。

第1 防災的土地利用の推進

1 新規開発に伴う指導・誘導

(1) 新規開発に伴う指導・誘導の実施方策

県及び村は、新規開発等の事業に際して、以下の各種法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

ア 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

イ 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転促進を図る。

第2 建築物の不燃化の促進

1 建築物の不燃化の促進

大規模な地震に伴う火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、耐火建築物または防火建築物の建築を推進する。

2 消防水利・耐震性貯水槽等の整備

消防力の整備指針等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、予想される地震火災に対応できるよう、各種事業により街区における耐震性貯水槽等消防水利の整備を推進する。

3 その他の地震火災防止事業

地震時の建物やブロック塀等の倒壊を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、防災拠点施設の整備を進め、地震火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

道路部において擁壁を設置する場合は、設計時に地震時の安全性を考慮しているが、道路防災総点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補修等の改修の指導推進に努める。

3 屋外広告物に対する規制

県は、掲出許可基準において「構造及び設置方法は、倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす恐れのない物であること。」と定め、一定以上の広告物については、広告物について一定の資格、技術及び知識を有する者を管理者として設置することを義務付けている。また、建築基準法等他の法令の適用を受ける屋外広告物について、その基準の遵守・徹底を図るとともに、地震時の倒壊、落下等によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い村街地については、特に設置者に対する点検・指導に努

める。

4 自動販売機の転倒防止

自動販売機の普及に合わせて、地震時の転倒による人的被害や応急活動の障害となることが指摘されている。設置者においては、道路上の違法設置の撤去をはじめ、基礎部分のネジ止め等の転倒防止措置を徹底することによる安全化を図る。

第3節 建築物災害の防災対策の推進(耐震診断・耐震改修の促進)

【関係機関：各関係機関】

【十島村：土木交通課・教育総務課・総務課】

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

庁舎、警察、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館などは、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準（平成7年及び12年改正、新耐震設計法による改正）によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

また、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデーターベースの管理体制の強化などに努める。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 防災指導等による不燃化、耐震性の確保

一般建築物の不燃化、耐震改修・安全化等の促進の指導に努める。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査等による指導・誘導

特定行政庁である県は、建築確認審査及び完了検査を通して、建築物や敷地等が安全となるよう、建築基準法等に基づき指導を行う。

イ 建築規制の指導・強化

災害危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導・啓発する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

(2) 既存建築物に対する耐震改修等指導（品確法性能表示制度平成13年施行）

現行の耐震基準の以前に建築された建築物については、その耐震性が確保されていないものがあることから、建築物の耐震診断・耐震改修の必要性について普及・啓発を図る。また、これら施設に対する災害は、地盤の種別やその液状化の程度にも関係するため、地盤振動や液状化の危険性の高い区域については、特に重点的な耐震性の確保が望まれる。

がけ地の崩壊による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

なお、がけ地に接近した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移動促進のための啓発を行う。

2 住民等への意識啓発

住民に対し、以下の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建築物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、がけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 一般に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ がけ地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

3 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期報告

不特定多数の者が利用する診療所、民宿、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、建築物の維持保全の状況等について、所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせて、その結果の報告を求める。

また、必要な場合は、県と連携して現地調査を実施し、適正な指導を行い、災害を未然に防止する。

(2) 特殊建物の定期的な防災査察の実施

前期に掲げた特殊建物など不特定多数の者が利用する施設について、「建築物防災週間」に、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全性を確保するため、積極的な指導を推進する。

第4節 公共施設の災害防止対策の推進

一般災害対策編 第2部 第1章 第4節「公共施設の災害防止対策の推進」を準用するものとする。

第5節 地震防災緊急事業の五箇年計画の推進

【関係機関：鹿児島県・十島村】

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法(平成6年6月16日法律第111号)」が制定され、災害対策基本法第40条に規定する都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて五箇年間の計画（地震防災緊急事業五箇年計画）に基づく事業を推進する。

地震防災上特に緊急を要する以下の施設の整備を重点的・計画的に推進する。

第1 地震防災緊急事業五箇年計画

1 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地域等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

2 計画年度

第一次地震防災緊急事業五箇年計画(平成8～12年)

第二次地震防災緊急事業五箇年計画(平成13～17年)

第三次地震防災緊急事業五箇年計画(平成18～22年)

第四次地震防災緊急事業五箇年計画(平成23～27年)

3 対象事業

村が実施する事業については、次の施設等の整備等である。

(1) 避難地

(2) 避難路

(3) 消防用施設

(4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

(5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁協施設

(6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水道管等の公共物件を収容するための施設

(7) 公的医療機関、その他法令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の小学校又は中学校のち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (11) 第7号から第10号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数のものが利用する公的建造物のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) 海岸保全施設又は河川管理施設
- (13) 砂防施設、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で、地震防災上必要な施設
- (14) 地域防災拠点施設
- (15) 防災行政無線設備その他施設又は設備
- (16) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
- (17) 非常食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材

第6節 地震防災研究の推進

【関係機関：鹿児島県・十島村・関係機関】

村及び関係機関等は、関係研究機関との協力により、地震及び地震防災に関する調査研究を実施し、その成果の活用に努めるものとする。

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救護活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物・港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査に努める。

2 地域危険度の調査研究

村は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災アセスメント、防災マップ等の作成に努める。

第2章　迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。本章では、このような震災対策への事前の備えについて定める。

第1節　防災組織の整備

【関係機関：鹿児島県・十島村社会福祉協議会】

【十島村：総務課・消防団】

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、県、村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

第1　応急活動実施体制の整備

1　職員の動員・配備体制の強化

職員を地震発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

(1)　防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2)　初動体制の確立

村災害対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3)　災害対策本部運営体制の整備

地震災害発生の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア　家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ　災害対策職員用通信手段の確保

災対本部・支部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討する。

ウ 災害対策本部運営・初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

(5) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に發揮できるよう。少なくとも2～3日分の飲料水、食糧、毛布等を備蓄する。

第2 平常時の防災組織相互の連絡調整、体制の整備

1 情報連絡体制の充実

村及び防災関係機関は、大地震が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするために、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備に努める。

(1) 情報連絡体制の明確化

情報伝達ルートの多重化及び情報交換を迅速に行うための情報連絡窓口の明確化に努める。

(2) 勤務時間外での対応

村、県及び防災関係機関は、勤務時間外においても相互間の情報収集・連絡体制を確保するため、連絡窓口等体制の明確化に努める。

2 自衛隊等関係機関との連絡体制の整備

県、防災関係機関と自衛隊との応援協定や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3 広域応援体制の整備

1 応援体制の整備

(1) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録並びに活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるため十島村社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

2 市町村間相互応援体制の整備

平素から消防相互応援の体制整備を推進するとともに、他市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。また、県外の市町村とも、あらかじめ大規模災害時に備えた広域応援に関する協定を締結し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

第2節 通信・広報体制の整備計画

一般災害対策編 第2部 第2章 第2節「通信・広報体制の整備計画」を準用するものとする。

第3節 地震観測体制の整備

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県】

【十島村：総務課】

地震による災害を未然に防止し、あるいは軽減するため、震度や波高・潮位等の観測・監視施設の整備を図る必要がある。ここでは観測機器の整備等ではなく、地震に関する各種情報の収集のための、整備を推し進めることを記載した方が良いと思われます。下記の情報収集た伝達体制の整備に繋がります。

第1 地震観測体制の整備

1 震度情報ネットワークシステムの活用

県・村をネットワークで結び、県下各地に配備した計測震度計を利用し、震度情報を集約できる震度情報ネットワークシステムを活用し、地震発生時の初動体制や広域応援等災害応急体制の確立を図る。

2 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者への情報伝達手段として、緊急速報メール・Twitter・地上デジタル放送など地域防災無線系の拡充と消防庁の J-ALERT（全国瞬時警報システム）で受信し、防災行政無線で確実に住民への周知を図るとともに、有線系も含めた多様な通信手段で確実に情報伝達ができる体制づくりを図る。

第4節 消防体制の整備

【十島村：総務課・住民課・消防団】

一般災害対策編 第2部 第2章 第4節「消防体制の整備」を準用するものとする。

第5節 避難体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第5節「避難体制の整備」を準用するものとする。

第6節 救助・救急体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第6節「救助・救急体制の整備」を準用するものとする。

第7節 交通確保体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第7節「交通確保体制の整備」を準用するものとする。

第8節 輸送体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第8節「輸送体制の整備」を準用するものとする。

第9節 医療体制の整備

一般災害対策編 第2部 第2章 第9節「医療体制の整備」を準用するものとする。

第10節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：住民課・地域振興課・教育総務課・土木交通課・総務課・消防団】

災害発生直後は、交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。そのため必要な食糧、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を検討する。

第1 備蓄物資計画

1 備蓄計画(段階的な備蓄の方法)

食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

- (1) 事業所、住民等による備蓄
- (2) 流通在庫備蓄
- (3) 協定の締結による備蓄、調達
- (4) 応急対策従事者のための備蓄

2 事業所、住民等による備蓄

事業所及び住民等は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、概ね 10 日分に相当する量を目標として備える。また、これを広報紙や村のホームページ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

3 流通在庫備蓄

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して速やかに食糧の供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、漁業協同組合や民間業者等と食糧供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。
- (2) 村内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食糧及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。
なお、高齢者、乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

4 備蓄物資の運用

(1) 応急対策従事者のための備蓄

避難所での給食、給水活動等が円滑に行えるよう、平常時から避難所等の必要物資の備蓄及び平時から活用方法、無理・無駄のない運用を検討しておく。

(2) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅の被災者の生活自立状況を勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、高齢者等の要配慮者へ配慮されたものとする。

第2 給水体制の整備

1 給水体制

災害時において、被災者 1 人あたりの最低給水量は 1 日 20ℓを目安とし、被災直後は生命維持のため 1 人あたり 1 日 3 ℓ以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

- ア 学校等のプール施設の活用
- イ ろ過器の配備
- ウ 給水車、ポリ容器の配備
- エ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄
- オ 仮設給水所の開設

第3 し尿処理対策の事前措置

1 仮設トイレの確保

県地震被害予測調査結果等を踏まえて、必要とされるトイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

2 清掃班の編成

し尿処理作業のために清掃班の編成計画を作成する。清掃班は、村の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

第4 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

- (1) 村及び県は、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、県営や村営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 県は災害により住家を失った人に対して、迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との協定に基づき、速やかに、組立式住宅等を確保する体制を整える。
- (3) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。

第5 総合防災力の強化に関する対策

1 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少等を補うための消防機械の近代化
- イ 中・高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充を推進する。
- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。

- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に隨時設置するとともに、耐震性防火水槽の整備を推進する。
- エ 毎年定期的に資器材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資器材の不足する場合を予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- カ 消防防災体制を充実し、機能強化を図る。

第6 臨時ヘリポートの選定基準等

災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

1 臨時ヘリポートの選定

臨時ヘリポートの選定場所は、口之島小中学校、口之島ヘリポート、中之島ヘリポート、中之島椎崎ヘリポート、十島村総合運動公園、諏訪之瀬島飛行場、平島ヘリポート、悪石島ヘリポート、悪石島湯泊温泉公園、小宝島ヘリポート、宝島ヘリポートとする。

2 危険防止上の留意事項

- (1) ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (2) 着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (3) 塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (4) ヘリコプターを中心として半径 20m以内は、火気厳禁とする。

3 ヘリポートの管理

選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

(1) 臨時ヘリポートの標示

- ア 村災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。
- イ 石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5 m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。
- ウ 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

4 県への報告

新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

第7 災害用装備資器材等の整備

1 装備資器材等の整備

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資器材等をあらかじめ整備し、隨時点検を行い保管に万全を期する。

2 点検、調達計画

(1) 点検整備

- ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。
- イ 長期にわたる停電に際し、自家発電及び充電器の設置を推進する。バッテリーの充電不足のほか予期せぬ停電に備え、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資器材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資器材等の調達を円滑に行うため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の促進

地震災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。本章では、このような住民の防災活動の促進について、その対策を定める。

第1節 防災知識の普及啓発

一般災害対策編 第2部 第3章 第1節「防災知識の普及啓発」を準用し、津波災害対策編第4章 第1節 「防災知識の普及啓発」も参照するものとする。

第2節 防災訓練の実施

一般災害対策編 第2部 第3章 第2節「防災訓練の実施」を準用し、緊急地震速報対応行動訓練や津波からの避難なども適宜実施するものとする。

第3節 自主防災組織の育成

一般災害対策編 第2部 第3章 第3節「自主防災組織の育成」を準用するものとする。

第4節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

一般災害対策編 第2部 第3章 第4節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」を準用するものとする。

第5節 防災ボランティアの育成

一般災害対策編 第2部 第3章 第5節「防災ボランティアの育成」を準用するものとする。

第6節 要配慮者の安全確保

一般災害対策編 第2部 第3章 第6節「要配慮者の安全確保」を準用するものとする。

第3部 震災応急対策計画

第1章 活動体制の確立

地震災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、県、村及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する必要がある。

第1節 応急活動体制

【関係機関：十島村】

本村において、地震の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、県、村及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害状況等に応じた活動体制の確立

村の地域において地震による災害が発生した場合、県、防災関係機関、他の市町村等と連携・協力し、震災応急対策を実施するとともに、村及びその他の防災機関が処理する応急対策を支援し、かつ総合調査を行う体制を確立する。

このため、必要があると認めるときは、十島村災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。

なお、災害の規模等によりこれに至らない場合は、情報連絡体制又は十島村災害警戒本部の設置による活動体制を確立して対策にあたる。

また、災害の状況により、県への被災状況の通報や応援要請を行い、被災地域の状況を早期に把握できる体制の確立に努めることとし、被害の程度によっては、村が実施する応急対策を県が代行する場合もあることに留意する。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報連絡体制の確立

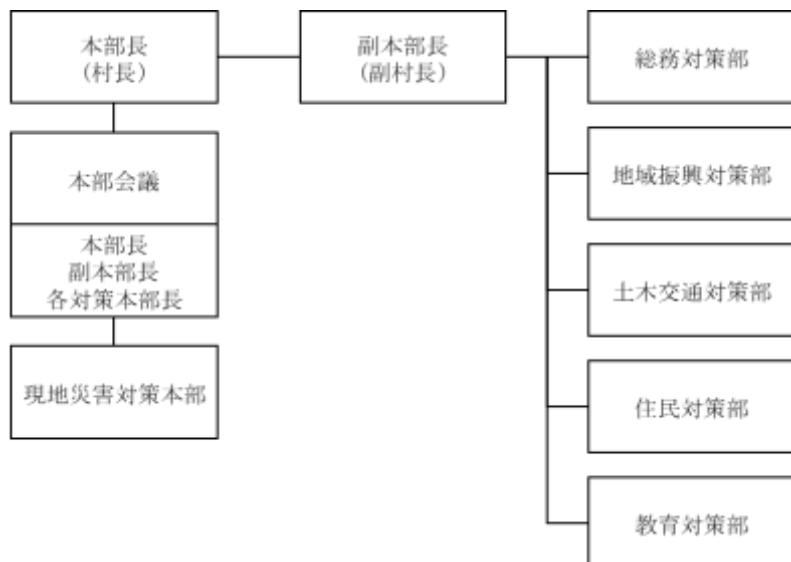
村内で震度4が観測されたとき、地震に関する各種情報や被害状況等の情報を収集するため、総務課による情報連絡体制を確立する。

イ 災害警戒本部の設置

(ア) 村内で震度5弱若しくは震度5強が観測されたときは、災害警戒本部を設置する。

- (イ) 災害警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は土木交通課長及び総務課政策推進室長をもって充てる。本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した課（教育総務課を含む。）の職員をもって充てる。
 - (ウ) 災害の発生するおそれが解消したと認められるとき又は災害対策本部を設置した時は、災害警戒本部を廃止する。
- (2) 村災害対策本部の設置
 - ア 村災害対策本部の設置又は廃止
 - (ア) 村災害対策本部の設置（災害対策基本法第23条の2）
村長は、次の基準により災害対策本部を設置する。
 - ・村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下が観測され全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
 - ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - (イ) 村災害対策本部の廃止
本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、村災害対策本部を廃止する。
 - (ウ) 村長は、災害対策本部長を設置又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関へ通知する。
- (3) 現地災害対策本部の設置
 - ア 現地災害対策本部の設置又は廃止
 - (ア) 現地災害対策本部の設置
村長は、次の基準により現地災害対策本部を設置することができる。
 - ・村内で震度6弱以上が観測されたとき、又は震度5強以下が観測され全地域にわたり大きな災害が発生し、若しくは発生するおそれのあると認められたとき。
 - ・災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
 - (イ) 現地災害対策本部の廃止
本部長は、村の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、現地災害対策本部を廃止する。

村災害対策本部組織図



2 村災害対策本部の組織

(1) 本部の組織

ア 本部の構成

(ア) 本部に、災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長を置き、本部長は村長を、副本部長は副村長をもって充てる。

なお、村長に事故や不測の事態があった場合は、副村長、総務課長及びあらかじめ指定された課長の順で村長に替わる意思決定を行う。

(イ) 本部に、対策部を置き、各対策部のもとに、各課の職員で構成される班を置く。

(ウ) 現地災害対策本部に本部長、副本部長を置き、本部長は村長が指名する職員または出張所長を、副本部長は出張所補助員及び自主防災組織の長をもって充てる。

イ 本部の設置場所

(ア) 本部は、原則として村災害対策本部（十島村役場 3F）に設置する。

(イ) 現地災害対策本部は、原則としてあらかじめ指定された避難所に設置する。

ウ 本部会議

(ア) 本部に、本部会議を置き、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

(イ) 本部会議は、次の事項について本部の基本方針を決定する。

a 震災応急対策の実施及び調整に関すること。

b 国、県、村、その他防災機関との連絡調整に関すること。

c 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

d 災害救助法の適用に関すること。

e 国、県、他町村、その他防災機関への応援要請に関すること。

f その他、重要事項に関すること。

災害対策本部の対策部、班の所掌事務

対策部名	課 名	所掌事務
各部共通事項		<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管する施設及び分野の災害対策、応急対策に関すること。 (2) 所管する施設及び分野の被害情報の収集、取りまとめに関すること。 (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。 (4) 本部長の指示による事務及び他部の応援に関すること。
総務対策部 (総務課長)	総務課 〔総務室〕 〔出納室、デジタル議会事務局〕 〔危機管理室〕	<ul style="list-style-type: none"> (1) 村防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 本部会議に関すること。 (3) 各対策部及び関係機関の情報の収集及び連絡に関すること。 (4) 災害気象情報、地震・津波情報等の収集及び広報に関すること。 (5) 高齢者等避難、避難指示に関すること。【住民対策部、教育対策部と連携】 (6) 指定避難所及び指定緊急避難所の決定に関すること。 (7) 自衛隊等の出動要請に関すること。 (8) 災害調査の作成及び県への報告に関すること。 (9) 無線通信の運用及び保守に関すること。 (10) 災害時における人員の動員及び調整に関すること。 (11) 職員及び職員の家族の安否及び職員の住宅等の被害状況の確認並びに職員等への支援に関すること。 (12) 災害時の総合相談窓口の設置に関すること。 (13) 村有財産の災害調査に関すること。 (14) 災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 (15) 所管する電気施設の保守及び非常発電に関すること。 (16) 村有車両の管理に関すること。 (17) 自主防災組織、自治会との連絡調整に関すること。 (18) 行方不明者の捜索に関すること。 (19) 応急復旧等に要する資機(器)材の調達確保に関すること。 (20) 広報全般に関すること。 (21) 災害写真に関すること。 (22) 広報紙の発行に関すること。 (23) 災害時の庁内電子機器の管理に関すること。 (24) 庁内ネットワークシステムの維持及び管理に関すること。 (25) 災害時の消防及び水防に関すること。 (26) 消防団の動員に関すること。 (27) 救助・救急に関すること。

対策部名	課 名	所掌事務
地域振興対策部 （地域振興課長）	地域振興課 〔定住対策室〕 〔産業振興室〕	(1) 商工水産関係の被害調査及び報告に関すること。 (2) 中小企業に対する災害復旧に係る金融に関するこ と。 (3) 漁業関係及び漁港施設の被害調査及び報告に関するこ と。 (4) 漁業者に対する災害復旧に係る金融に関するこ と。 (5) 労働対策及び職業安定所への連絡に関するこ と。 (6) 農業・林業関係の被害調査及び報告に関するこ と。 (7) 農家に対する災害復旧に係る金融に関するこ と。 (8) 畜産物に関するこ と。 (9) 林野火災に関するこ と。 (10) 村営住宅の被害調査及び対策に関するこ と。 (11) 応急仮設住宅の建設に関するこ と。 (12) 災害住宅資金の融資に関するこ と。 (13) 被災住宅の応急修理に関するこ と。 (14) 村営住宅使用料の減免に関するこ と。 (15) 村営住宅の特定入居及び目的外入居に関するこ と。
土木交通対策部	土木交通課 〔地域整備室〕 〔航路対策室〕	(1) 土木関係災害予防及び応急措置に関するこ と。 (2) 土木関係の被害の調査及び報告に関するこ と。 (3) 災害時における道路及び橋りょう等の使用に関するこ と。 (4) 緊急輸送道路の確保に関するこ と。 (5) 救援物資等の輸送に関するこ と。 (6) 被災建物及び被災宅地の応急危険度判定に関するこ と。 (7) 水防法に基づく諸対策に関するこ と。 (8) 水位・流量その他の情報の関すること。 (9) 津波及び高潮対策に関するこ と。 (10) 上水道施設の災害予防及び応急工事に関するこ と。 (11) 上水道施設の被害調査及び報告に関するこ と。 (12) 農林道関係災害予防及び応急措置に関するこ と。

対策部名	課名	所掌事務
住民対策部 （住民課長）	住民課 「村民室」 「健康福祉室」	(1) 被災家屋等の調査、被災者台帳の作成及び災証明の発行に関すること。 (2) 避難所の開設・運営に関すること (3) ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること。 (4) 仮設トイレの確保・設置に関すること。 (5) 災害時の防疫、清掃に関すること。 (6) 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること。 (7) 流出油災害対策に関すること。 (8) 災害による村税の減免に関すること。 (9) 日本赤十字社との連絡に関すること。 (10) 義援金品に関すること。 (11) 炊き出しに関すること。 (12) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の供給に関すること。【地域振興対策部と連携】 (13) 要配慮者の援護及び報告・取りまとめに関すること。 (14) 福祉避難所との連絡及び開設に関すること。 (15) 社会福祉施設の被害調査及び報告・取りまとめに関すること。 (16) 救護所の設置及び運営に関すること。 (17) ボランティアの受入れ配備に関すること。 (18) 食品及び被服・寝具その他生活必需品の給与に関すること。
教育対策部 （教育長）	教育総務課 「教育総務室」	(1) 避難所の開設の協力に関すること。【住民対策部と連携】 (2) 児童・生徒・教職員の安全対策に関すること。 (3) 応急教育に関すること。 (4) 授業に係る措置に関すること。 (5) 文化財の被害の調査及び報告に関すること。

現地災害対策本部の活動内容及び設置候補地

現地要員	役割	設置所候補地
指名職員 又は 出張所長	○現地災害対策本部長 ○役場との情報連絡 ○島民・観光客等の把握 ○避難指示等の呼びかけ	
消防團	分団長	○出張所長との情報連絡 ○防災会長との情報連絡 ○消防団員への指示
	分団員	○避難指示等の呼びかけ ○避難誘導 ○避難所の運営支援
自主防災組織	防災会長 (自治会長)	○現地災害対策副本部長 ○避難所運営
	各地区班長	○防災会長との情報連絡 ○班員の安全確認、 避難誘導
	観光客誘導班 (民宿など 宿泊施設) ※班長は管理者	○出張所長との情報連絡 ○観光客等の安全確認、 避難誘導
	学校班	○児童・生徒の安全確認、 避難誘導
	看護師	○避難所における避難者 の救護 ○要配慮者等に対する救 護／補助 ○自主防災会及び消防分 団等との連携
役場派遣職員	○全般的な補佐	

災害発生時において、迅速な災害応急対策を推進するため、あらかじめ定められた基準により配備体制をとる。

(1) 職員の配備

ア 配備区分の決定

村長は、配備基準に基づき、災害対策本部等の配備区分を決定する。

なお、災害の態様により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、配備体制を変更し、又は配備を解くことができる。

災害時の参集・配備基準

体制	基 準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	(1) 村内に各種の気象警報等が発表されたとき (2) 総務課長が必要と認めるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 総務課長が必要と認める課、人数	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	(1) 村内に小規模な災害が発生したとき (2) 村内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき	(1) 総務課：1名以上 (2) 土木交通課：1名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備	相当の被害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：2名以上 (2) 土木交通課：2名以上 地域振興課：2名以上 住民課：2名以上 教育総務課：2名以上 (3) 本部長が必要と認める課、人数
	第2配備	全地域にわたり大きな災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めるとき	(1) 総務課：3名以上 (2) 土木交通課：3名以上 地域振興課：3名以上 住民課：3名以上 教育総務課：1名以上 出納室：1名以上
	第3配備	(1) 特別警報(大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪)が発表されたとき (2) 特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、全職員の配備を必要とする場合で、本部長が必要と認めるとき	各所属職員全員

※上記の表に限らず、村長が必要と認めるときは、職員は参集する。

イ 動員の伝達方法

(ア) 総務課職員の動員配備

気象警報等の発表又は災害の発生とともに、総務課職員は参集する。

(イ) 各部職員の動員配備

総務課職員は、各部主管課長に各部の職員の動員配備を指示するよう伝達する。この伝達を受けて、各部主管課長は、各部の職員を動員する。

ウ 自主参集

(ア) 配備要員に指定された職員の自主参集

配備要員に指定された職員は、伝達手段の支障等のため動員指示が伝達されない状況であっても、テレビ、ラジオ、インターネット等により管内における気象警報等の発表を覚知あるいは災害に遭遇したときは、前表の参集・配備基準に照らして自動的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

(イ) その他の職員の自主参集

その他の職員にあっては、地域の被害の情報収集や被災者の救助など応急活動に従事するとともに、登庁の連絡を受けたときは直ちに登庁する。なお、参集する際には職員自身の安全確保に十分注意すること。

ただし、参集・配備基準に照らして第3配備基準に該当する事態であると覚知した場合は、自動的に判断し、招集指示を待つことなく、あらゆる手段をもって所定の場所へ参集するよう努める。

なお、交通機関の不通や道路の決壊等により登庁できない場合は、最寄りの自己の所属する部局の関係機関等に参集し、応急活動に従事するか、その地域に残り被害情報の収集にあたるものとする。

第2節 情報伝達体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第2節「情報伝達体制の確立」を準用するものとする。

第3節 災害救助法の適用及び運用

一般災害対策編 第3部 第1章 第3節「災害救助法の適用及び運用」を準用するものとする。

第4節 広域応援体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第4節「広域応援体制」を準用するものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

一般災害対策編 第3部 第1章 第5節「自衛隊の災害派遣」を準用するものとする。

第6節 技術者・技能者及び労働者の確保

一般災害対策編 第3部 第1章 第6節「技術者・技能者及び労働者の確保」を準用するものとする。

第7節 ボランティアとの連携等

一般災害対策編 第3部 第1章 第7節「ボランティアとの連携等」を準用するものとする。

第8節 災害警備体制

一般災害対策編 第3部 第1章 第8節「災害警備体制」を準用するものとする。

第2章 初動期の応急対策

地震災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。本章では、このような災害初動期の応急対策について定める。

第1節 緊急地震速報（警報）、各種地震に関する情報の収集・伝達

【関係機関：鹿児島地方気象台・鹿児島県・十島村漁業協同組合】

【十島村：総務課】

地震発生直後の初動期における応急対策を進めるうえで、緊急地震速報、各種地震に関する情報等は基本的な情報である。このため、県、村及び関係機関は、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による地震に関する情報の発表

1 地震に関する情報の発表

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）経由による村の防災行政無線等を通して住民に伝達する。

なお、震度6弱以上を予測した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。

鹿児島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

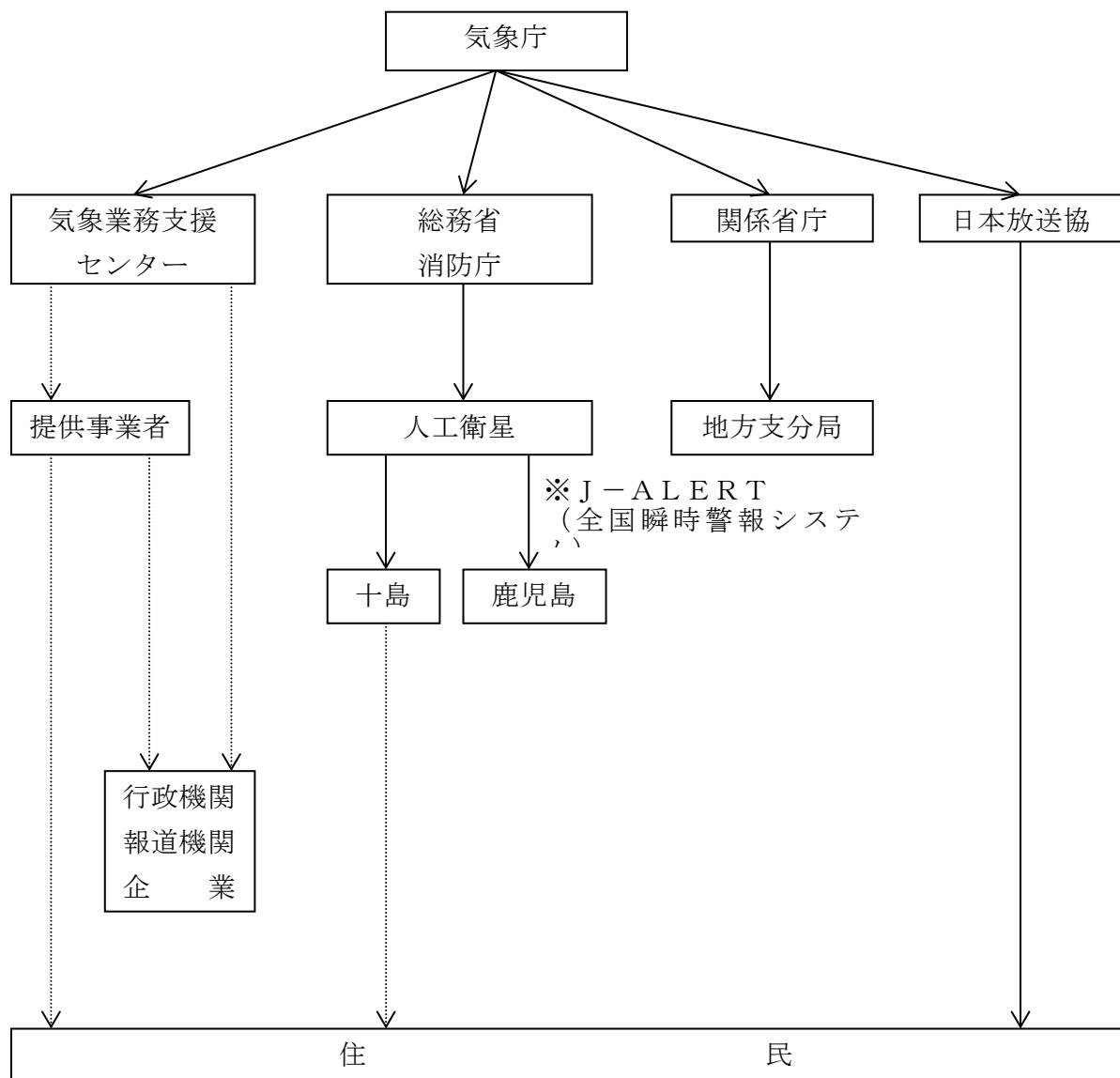
(2) 地震情報

気象庁が発表する地震情報を次表に示す。

地震情報の種類、発表基準、内容

地震情報 の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分：本村の地域名称は「鹿児島県十島村」）
震源に 関する情報	・震度 3 以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度 に関する 情報	・震度 3 以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村を発表
各地の震度 に関する 情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の 情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度 分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
遠地地震に 関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表

緊急地震速報（警報）の伝達系統



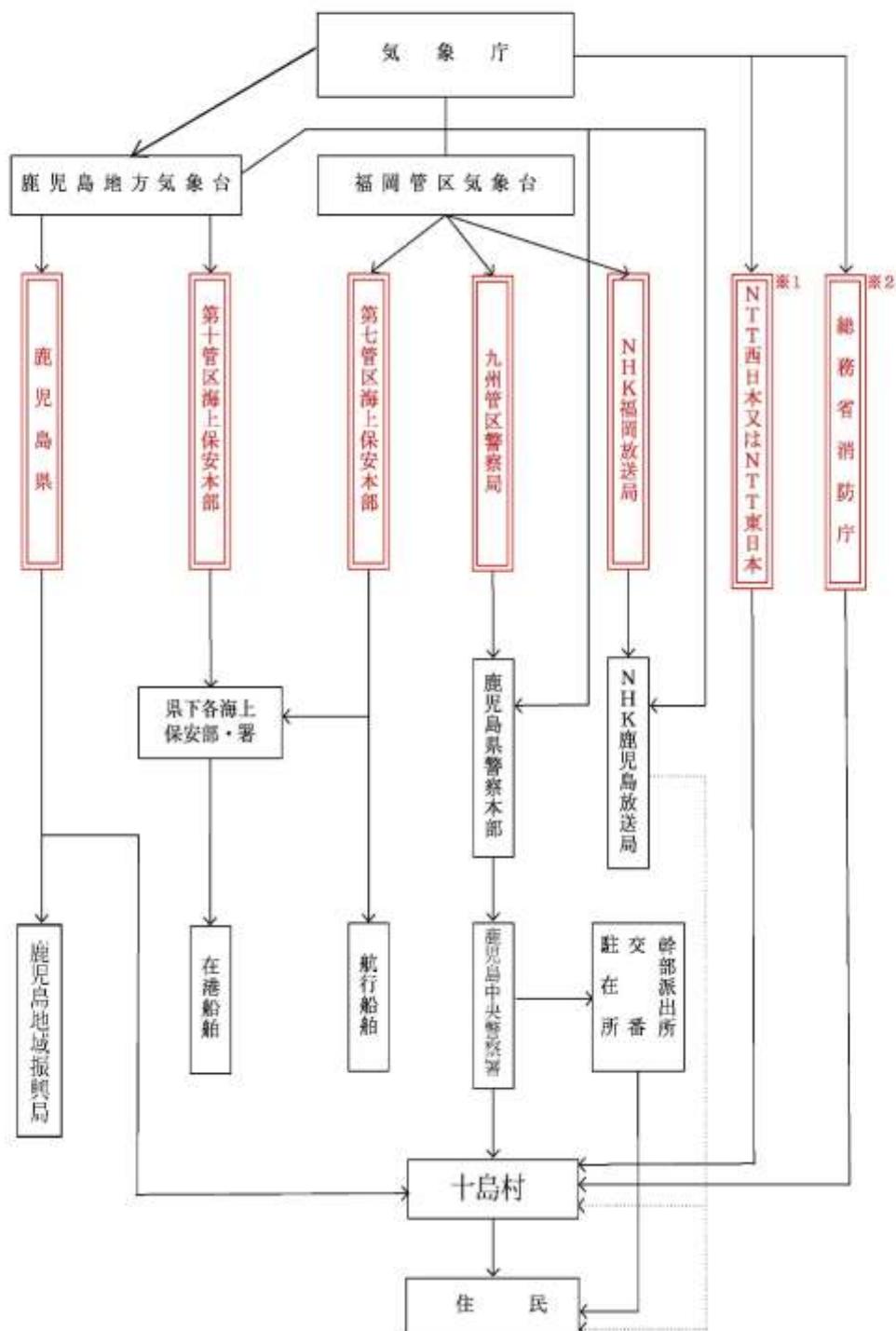
第2 地震に関する情報の伝達

1 地震に関する情報の伝達系統

地震に関する情報伝達系統は、地震に関する情報の基本的伝達系統図の伝達系統のとおり。

なお、津波警報や津波に関する情報等についても、同伝達系統によるものとする。

津波警報等伝達系統図(十島村地域防災計画用)



- 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 - 特別警報が発表された場合、県においては市町村への通知が、市町村においては住民等への周知の措置が、それぞれ法律により義務付けられている。
 - ※1 気象資料伝送システム（オンライン） 特別警報・警報のみ伝達
 - ※2 気象資料伝送システム（オンライン）

2 地震発生時の周知

住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちに防災行政無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

3 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

4 防災情報ネットワークシステムの活用

鹿児島県の防災情報ネットワークシステムで気象庁発表の防災情報（地震津波関連情報含む）がメールで配信されるため、これらの防災情報（地震津波関連情報を含む）を活用する。

5 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）の活用

本システムが地震に関する各種情報を入手すると、自動的にシステムが起動し、警報等の内容を電子メールで総務課職員の私用携帯電話に伝達するほか、防災行政無線で自動放送されるため、これらの情報の内容に留意する。

第2節 災害情報・被害情報の収集・伝達

【関係機関：十島村】

村災害対策本部は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、住民や職員及び関係機関から災害情報及び被害情報を収集し、あわせて、防災関係機関との間で災害情報等を相互に連絡するとともに、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

このため、特に、住民の生命に係わる情報の収集に重点を置き、被災者等からの情報を迅速・確実に収集・伝達するとともに、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

第1 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。担当は総務対策部とする。

情報の収集においては、以下の情報を収集する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

(1) 初期被害状況調査等

防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《 災害情報の把握内容 》

- ア 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数)
- イ 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)
- ウ 被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
- エ 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
- オ 出火件数、又は出火状況
- カ 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等)
- キ 輸送関連施設被害(道路、港湾・漁港)
- ク ライフライン施設被害(電気、電話、ガス、水道施設被害)
- ケ 避難状況、救護所開設状況、救出・医療救護関係情報
- コ 災害対策本部設置等の状況
- サ 交通機関の運行・道路の状況
- シ 災害の状況及び社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の集約、報告及び共有化

(1) 災害情報の集約及び報告

上記の方法により報告された災害情報等を、総務対策部で集約しする。なお、総務対策部への災害報告及び各関係機関への情報伝達にあたり、あらかじめ「情報連絡員」を定めておき、更に情報連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようとする。

(2) 情報の共有化

総務対策部において、災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、関係機関等へ連絡するとともに全職員に周知する。

第2 被害情報の収集

1 被害情報の収集計画

(1) 被害調査班

被害調査班は日頃から、災害時の被害調査地区を各課に割り振り、被害状況について調査・収集を行う。

また、勤務時間以外で本庁に登庁が不可能な場合、自治会長、自主防災組織の協力等により被害状況を集約する。

2 被害状況の調査要領

(1) 被害情報項目

《 被害情報の項目 》	
ア	災害の原因
イ	災害が発生した日時、場所又は地域
ウ	被害の状況
エ	とられている対策
オ	今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された際は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づき判定する。

(3) 被害が甚大なため、村のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3 被害情報の報告

1 被害情報の報告要領

(1) 県への報告要領

ア 被害状況等の報告

基本法及びほかの法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「県災害報告取扱要領(県地域防災)」の定めるところによる。

イ 報告要領(震度4以上を観測した場合、県へ被害概況を報告)

種類	提出期限	適用
(1) 第1報	登庁直後 地震発生直後	第1報(収集途上の被害、庁舎周辺の被害状況) ① 勤務時間外(本部連絡員の登庁直後) ② 勤務時間内(災害発生直後)
(2) 人命危険情報 中間集約結果 報告	地震発生後30分以内、遅くとも1時間以内	この段階で村災害対策本部での意思決定(広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の勧告・指示、救助法の適用申請等必要性の有無)が得られていれば、県等へ報告する。
(3) 人命危険情報 集約結果(全体 概要)報告	地震発生後1時間以内、遅くとも2時間以内	県への報告は、「災害情報等報告系統」と同一の方法を用いる。
(4) 災害速報	覚知後30分後 可能な限り早く	報告(通報)すべき災害等を覚知したとき、原則として覚知後30分後可能な限り早く、わかる範囲で、第1報を報告し、以後判明したものから随時報告する。

2 地震被害情報の収集

(1) 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

- ア 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報
- イ 人命救助に係る情報
- ウ その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲若しくは登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

第3節 広報

一般災害対策編 第3部 第2章 第3節「広報」を準用するものとする。

第4節 水防・土砂災害等の防止対策

一般災害対策編 第3部 第2章 第4節「水防・土砂災害等の防止対策」を準用するものとする。

第5節 消防活動

一般災害対策編 第3部 第2章 第5節「消防活動」を準用するものとする。

第6節 危険物の保安対策

一般災害対策編 第3部 第2章 第6節「危険物の保安対策」を準用するものとする。

第7節 避難の指示、誘導

【関係機関：鹿児島海上保安部・鹿児島県・鹿児島中央警察署・福祉施設管理者】

【十島村：住民課・土木交通課・教育総務課・総務課・消防団】

地震の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの

避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう立退きを指示する等の措置をとる必要が生じる。

このため、特に、村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

村長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した地震の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 二次災害防止のための避難対策

地震時は、地震火災からの避難が想定される。

したがって、これらの地震時は、地震発生後の情報収集により判明した被災地域の被害実態に応じ、二次災害防止の観点から、避難の必要性を把握し、必要な対策を講ずる。

3 権限委譲順位

災害発生時に村長と連絡がとれない場合の避難指示等を実施する権限の委譲については、次の順位とする。

第1順位 副村長

第2順位 総務課長

第3順位 総務課長補佐（総務課危機管理室長）

第2 避難の指示の実施

1 村における避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

ア 避難すべき理由（危険の状況）

イ 避難の経路及び避難先

ウ 避難先の給食及び救助措置

エ 避難後における財産保護の措置

オ その他

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官・海上保安官等のほか指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難措置を実施したときは、すみやかに県（危機管理防災課、鹿児島地域振興局総務企画部）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。
- ウ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 村は、避難措置の実施に関し、十島村災害時避難指示・判断等マニュアルにおいて次の事項を定める。
 - (ア) 避難措置に関する要配慮者施設への連絡方法及び担当課
 - (イ) 避難指示等の伝達方法
 - (ウ) 各地域ごとの避難場所
 - (エ) その他の避難措置上必要な事項

2 診療所・社会福祉施設等における避難措置

診療所・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

診療所・社会福祉施設等の管理者は、地震災害が発生した場合を認定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、社会福祉施設や診療所等の管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等を確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、地震災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、地震災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や診療所等の管理者は、地震災害に備え整備されている消防団等への早期通報が可能な非常通報措置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、地震災害時における施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

4 学校・教育施設等における避難措置

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が特に避難対策について、常に検討し安全な方法を考慮しておく。

(1) 在校時の村立学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- (ア) 教育長の避難の指示等は、村長等の指示により行うほか、安全性を考慮して早期に実施する。
- (イ) 教育長は、災害種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- (ウ) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- (エ) 校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- (オ) 児童・生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。
- (カ) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において安全を確認出来た場合には児童・生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡すことができる。
- (キ) 学校が村地域防災計画に定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- (ク) 児童・生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

教育長は、村地域防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

第3 避難の指示の伝達

1 村長による避難の指示の伝達

(1) 避難計画にもとづく伝達

村長は、予め定められた十島村災害時避難指示・判断等マニュアルにしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、村が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

- ア 同報無線等無線施設を利用した伝達
- イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- ウ サイレンによる伝達
- エ 広報車からの呼びかけによる伝達
- オ 緊急速報メール等
- カ テレビ、ラジオ、インターネット、有線放送、電話の利用による伝達
- キ レアラート(災害情報共有システム)の利用による伝達

(3) 伝達方法の工夫

村長は、伝達にあたっては、予め作成した例文の使用、放送前のサイレンの吹鳴、緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

第4 避難の誘導等

1 地域における避難誘導

(1) 避難誘導の実施

村は、状況により避難者の誘導を行う必要がある場合、以下の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導体制

- (ア) 避難場所が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、自主防災組織や消防団員等の中から誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施にあたっては、特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに強い意志をもって誘導にあたり、住民及び群集が混乱に陥らず、安全に避難できるようにすることに努める。

イ 避難経路

- (ア) 誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めておいた避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 地震時に避難経路を選択するにあたっては、周辺の状況を検討し、建物やブロック塀等の倒壊や液状化、地滑り等の恐れのある危険箇所を避けるようする。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障害者等の要配慮者を優先して行う。
- (イ) 土砂災害や地震火災などの二次災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難場所等の開設にあたって、村長は、避難場所の管理者等の協力を得て、余震等による二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
 - (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等を行い、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
 - (ウ) 避難者は、携帯品を最小限とし、行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、その誘導にしたがうようとする。
- (2) その他避難誘導にあたっての留意事項
- ア 要配慮者の事前の避難誘導・移送
 - 地域に居住する要配慮者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか、状況によっては、村が車両等を手配し、一般の避難施設とは異なる介護機能を備えた福祉避難所等に事前に移送するなどの措置をとる。
 - イ 避難が遅れた者の救出・収容
 - 避難が遅れた者を救出する場合、村において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 診療所・社会福祉施設等における避難誘導

診療所・社会福祉施設等の管理者は、地震災害を想定して定めた避難計画にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

施設管理者は、地震災害を想定して定めた施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等にしたがい、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防団等への通報連絡や施設利用者等の状況を十分配慮した避難誘導を実施する。

4 学校・教育施設等における避難誘導

(1) 在校時的小中学校の児童・生徒の避難誘導

- ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- イ 校長は、概ね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行われるよう努める。
 - (ア) 災害種別に応じた避難指示等との伝達方法

- (イ) 避難場所の指定
 - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
 - (エ) 児童・生徒の携行品
 - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 危険な校舎、高層建築等の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。
- エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- オ 災害の種別、程度により児童・生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
- (ア) 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
 - (イ) 集落ごとに児童・生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。
- カ 児童・生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童・生徒に周知徹底させる。

第8節 救助・救急

一般災害対策編 第3部 第2章 第8節「救助・救急」を準用するものとする。

第9節 交通確保・規制

一般災害対策編 第3部 第2章 第9節「交通確保・規制」を準用するものとする。

第10節 緊急輸送

一般災害対策編 第3部 第2章 第10節「緊急輸送」を準用するものとする。

第11節 緊急医療

一般災害対策編 第3部 第2章 第11節「緊急医療」を準用するものとする。

第12節 要配慮者への緊急支援

一般災害対策編 第3部 第2章 第12節「要配慮者への緊急支援」を準用するものとする。

第3章 事態安定期の応急対策

地震災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、民生安定に関する避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、或いはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。

また、大規模災害においては、長期化が想定される避難生活を短縮するため、広域応援協定の締結や応急仮設住宅の円滑な提供などに努める必要がある。

本章では、このような事態安定期の応急対策について定める。

第1節 避難所の運営

一般災害対策編 第3部 第3章 第1節「避難所の運営」を準用するものとする。

第2節 食料の供給

一般災害対策編 第3部 第3章 第2節「食料の供給」を準用するものとする。

第3節 給 水

一般災害対策編 第3部 第3章 第3節「給 水」を準用するものとする。

第4節 生活必需品の給与

一般災害対策編 第3部 第3章 第4節「生活必需品の給与」を準用するものとする。

第5節 保健対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第5節「保健対策」を準用するものとする。

第6節 感染症予防対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第6節「感染症予防対策」を準用するものとする。

第7節 動物保護対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第7節「動物保護対策」を準用するものとする。

第8節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第8節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」を準用するものとする。

第9節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

一般災害対策編 第3部 第3章 第9節「行方不明者の搜索、遺体の処理等」を準用するものとする。

第10節 住宅の供給確保

【関係機関：鹿児島県】

【十島村：土木交通課】

震災時には、住居の全壊、全焼等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が、全焼、全壊、又は流失し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、村長が実施する。ただし、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。また、知事による救助のいとまがないときは知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は29.7平方メートルを標準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 木造応急仮設住宅に必要な資材譲渡の要請を鹿児島森林管理署を通じ九州森林管理局に行い、資材の譲渡を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等と県との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

建設候補予定地は、村有空き地を優先し災害ごとにその都度定めるものとする。

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号の全てに該当する者の他、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは一世帯が1か所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 住居する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて策定し、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、村が行う。

供与できる期間は竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため住家が、半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることのできない者に対して、災害救助法を適用したときは、知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により村長が行うこととする。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として村長が行うものとする。

イ 本村限りで処理不可能な場合は、他市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 資材の調達等

労務資材に関する関係者との協定は知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた村長が、地域的に災害に応じて締結するものとする。

3 公営住宅等の供与

村は災害発生時において、村営住宅の空家の確保に努めるとともに、他の地方公共団体に空家の提供を求め、災害により住家滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居又は地方自治法第238条の4第4項に基づく目的外使用）について、最大限の配慮を行うものとする。

なお、入居者の選定については、村の定める選定基準を基に、その他の生活条件等を考慮して行うものとする。

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、第3部第1章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照。

第2 被災建築物危険度判定の実施

大規模な地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による倒壊や部材の落下物等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、鹿児島県地震被災建築物応急危険度判定受講者登録制度の登録者による応急危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第3 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講じるため、被災地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、国、県、他の市町村との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

第11節 文教対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第11節「文教対策」を準用するものとする。

第 12 節 義援物資等の取扱い

一般災害対策編 第3部 第3章 第12節「義援物資等の取扱い」を準用するものとする。

第 13 節 農林水産業災害の応急対策

一般災害対策編 第3部 第3章 第13節「農林水産業災害の応急対策」を準用するものとする。

第4章 社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路等公共施設及び交通施設等は、ますます複雑、高度化し、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。本章では、このような社会基盤の応急対策について定める。

第1節 電力施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第1節「電力施設の応急対策」を準用するものとする。

第2節 液化石油ガス施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第2節「液化石油ガス施設の応急対策」を準用するものとする。

第3節 上水道施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第3節「上水道施設の応急対策」を準用するものとする。

第4節 電気通信施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第4節「電気通信施設の応急対策」を準用するものとする。

第5節 道路等公共施設の応急対策

一般災害対策編 第3部 第4章 第5節「道路等公共施設の応急対策」を準用するものとする。

第4部 震災復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧にかかる対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

一般災害対策編 第5部 第1章 第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用するものとする。

第2節 激甚災害の指定

一般災害対策編 第5部 第1章 第2節「激甚災害の指定」を準用するものとする。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保

一般災害対策編 第5部 第2章 第1節「被災者の生活確保」を準用するものとする。

第2節 被災者への融資措置

一般災害対策編 第5部 第2章 第2節「被災者への融資措置」を準用するものとする。